

付 録

第1章 取引基本表の基礎理論

我が国の産業連関表は、各府省庁の共同事業として作成された2回目の産業連関表である昭和35年表において、国民所得統計との整合性や日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類の採用などが図られ、これにより、我が国における産業連関表の枠組みが形成された。その後は、付録第3章「我が国における産業連関表作成事業の沿革」に記載したとおり、それぞれの作成時点における生産活動の実態や経済状況を踏まえつつ、SNAや最新の産業分類との整合性等も勘案しながら、逐次、改善が進められている。

今回作成する平成23年表の作成基本フレーム及び基本方針で示された課題の検討結果については、それぞれ第1部第2章及び第3章に記載したとおりであるが、本章では、産業連関表として作成する各種統計表の中核であり、かつ、統計法上の「基幹統計」としての指定範囲である「取引基本表」に関する基礎的な理論について、第1部第2章の構成に沿って、その詳細を説明する。したがって、以下の説明においても、特に「産業連関表」という表記が必要な場合を除き、「取引基本表」と表記する。

1 対象期間

取引基本表に記録する生産活動や取引の対象期間は、通常、1月から12月までの1年間（暦年）である。

我が国の取引基本表では、各府省庁の共同事業として作成を開始した昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年を対象年次にするとともに、当該年の1月から12月までの1年間を対象期間として作成することを原則としてきた。しかし、今回作成する取引基本表については、第1部第2章1(1)及び第3章5(1)記載のとおり、例外的に、平成23年（2011年）の1年間を対象期間として作成する。

2 地域的範囲

(1) 国内概念と国民概念

取引基本表を作成する上での地域的範囲のとりえ方としては、「国内概念」及び「国民概念」の二つがある。

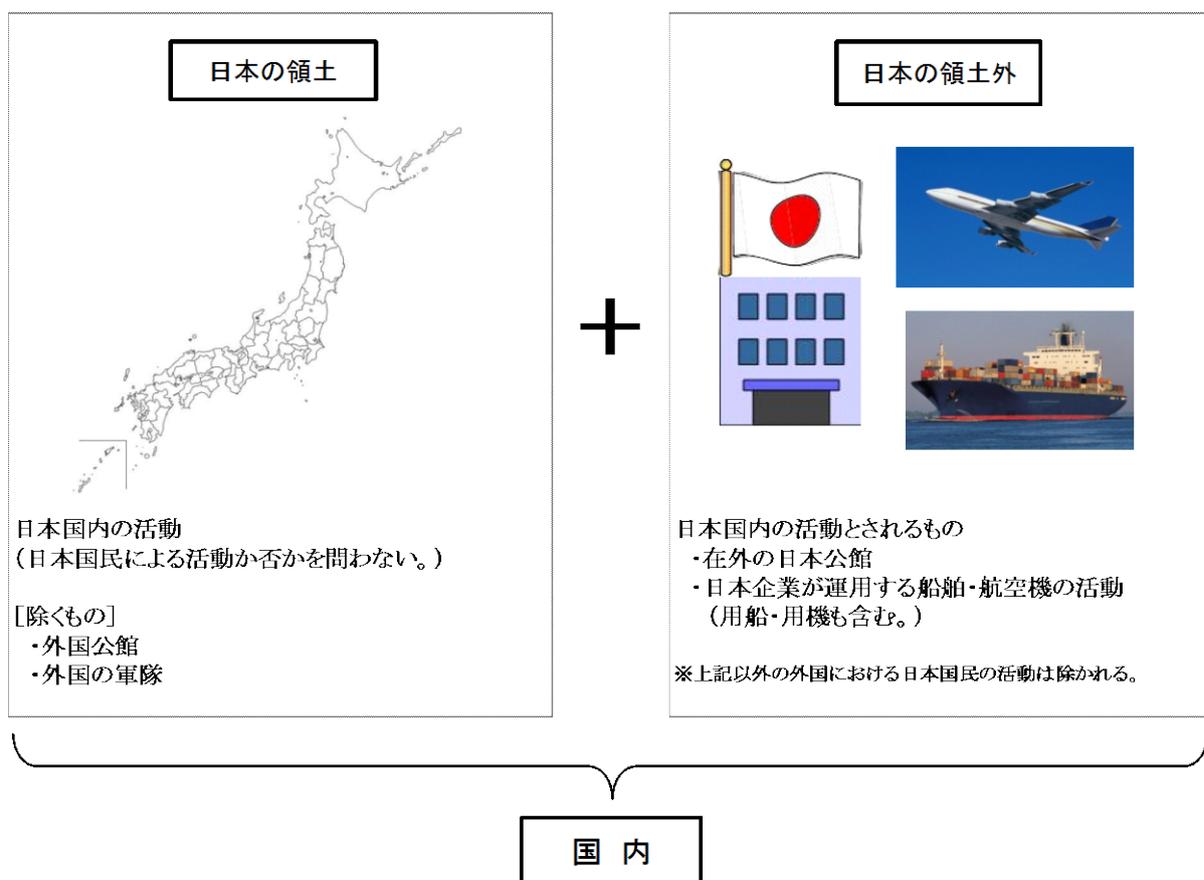
国内概念とは、「ある国の領土から当該国に所在する外国政府の公館、軍隊等を除いたものに、領土外に所在する当該国の公館、軍隊等を加えたもの」を範囲とする考え方である。例えば、我が国の領土内で行われた外国企業の活動は含まれるが、我が国の企業が外国の領土内で行った活動は除かれる。また、我が国の在外公館が行う活動は含まれるが、我が国に所在する外国政府の公館や米国の軍隊等の活動は含まれない（図4-1-1を参照）。

これに対して国民概念とは、当該国の居住者を対象とする概念であり、「居住者」とは、当該国において、長期間、相当規模の経済活動に携わる者をいう。例えば、国内に居住している自国民や、国内に長期間居住している外国人、国内で活動している自国の企業・機関や外国籍の企業・機関は居住者である。また、海外に短期間滞在している自国民も居住者である。一方で、留学や治療目的等で国内に滞在している外国人は、利害の中心が滞在国ではなく、母国にあると考えられることから、居住者に含まれない。

(2) 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、従前から、原則として国内概念を採用し、日本国内で行われた生産活動や取引を記録の対象としている。ただし、「家計消費支出」のみは、「国民概念」で表章した上で、居住者家計による海外市場における消費を「(控除) 輸入 (直接購入)」、非居住者家計による国内市場における消費を「輸出 (直接購入)」として計上しており、これにより、国内概念に変換することを可能としている(「家計消費支出」の扱いの詳細については、第3部第2章第2節の「家計消費支出」を参照)。

図4-1-1 取引基本表における国内の範囲



3 記録の時点

(1) 発生主義と現金主義

取引基本表が対象とする生産活動や取引の記録時点の考え方としては、「発生主義 (accrual basis)」及び「現金主義 (cash basis)」の二つがある。

発生主義とは、これら生産活動や取引が実際に行われた時点で記録することをいう。

これに対して、現金主義とは、所得の受取や支払が行われた時点で記録することをいう。

生産活動や取引に伴う所得の発生と分配、支払までの経済の流れには、通常、タイムラグが生じるため、現金主義で記録した場合、取引基本表の二面等価 (粗付加価値部門の合計と最終需要部門 (輸入を控除) の合計が一致すること) は成立しない。しかし、発生主義で記録すると、二面等価は常に維持される。

(2) 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、二面等価を維持するために、従前から、原則として発生主義を採用している。具体的な記録の時点は、以下のとおりである。

ア 財・サービスの生産活動や取引

財は、対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは、対象年次中に提供されたものが対象になる。

イ 中間生産物（例えば、原材料）の取引

中間生産物が需要部門（列部門）において現実に消費された時点（中間生産物を投入して生産が行われた時点）をもって取引の時点とし、その時点が対象年次中のものを中間投入額として計上する。^(注4-1-1)

^(注4-1-1) 列部門が、中間生産物を購入してから実際の生産に使用するまでは、「在庫」として扱われる。

ウ 最終需要部門への産出

(ア) 消費支出に関する部門（統合大分類という「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」に該当する部門）への産出については、原則として、売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。取引の対象となった財の引渡しに係る遅延の有無は問わない。

(イ) 「国内総固定資本形成」への産出については、資本財の引渡しが行われた時点をもって記録する。

(ロ) 「在庫純増」への産出については、生産者又は流通業者が、取引の対象となった生産物の所有権を有することとなった時点をもって記録する。

(ハ) 「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」については、関税当局の通関許可が行われた時点を基準とする。

エ 生産期間が1年を超える財（長期生産物）

(ア) 最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで「在庫純増」の国内生産額に計上する。長期生産物の完成品の国内生産額は、「（完成品の金額）－（前年までの半製品・仕掛品在庫純増の金額）」とする。

(イ) 自己勘定（自家用として使用される財の生産）による資本の生産については、最終的な使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても、対象年次の1年間の進捗量を「国内総固定資本形成」として計上する。ただし、建設物の場合は、所有権の移転が無くても工事進捗量を「国内総固定資本形成」に計上する。

(ロ) 動植物の育成成長についても自己勘定の考え方は同様であり、資本用役を提供するもの（乳用牛、競走馬、果樹、茶等）については、「国内総固定資本形成」に計上する。また、それ以外の専門的生産者の育成成長分は、「半製品・仕掛品在庫純増」に計上する。

オ 生産期間が1年を超えるサービス

サービスの提供の終了時点をもって国内生産額として計上されるため、在庫は存在しない。

4 金額による評価

取引基本表は、1年間に行われた生産活動や取引の実態を記録したものであるが、これらの大きさを評価するに当たっては、数量による評価と、金額による評価の二通りの方法が考えられる。

財については、それぞれに固有の数量単位がある。したがって、これによって生産活動や取引の大きさを計ることとすれば、価格に係るその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粋

に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。一方で、サービスの多くは、固有の数量単位を持たない。また、財であっても、複数の細品目から構成される部門では、同一の行部門に含まれる各品目が、同一の単位を持つとは限らないし、列部門については、投入される原材料等の種類が多様であることから、同一の数量単位で計測することは不可能である。

このため、我が国の取引基本表では、「金額」を共通の尺度として、生産活動や取引の大きさを評価する。なお、取引基本表が、このように金額のみの表示になっていることを補うため、一部の財については、付帯表の一つとして、「物量表」(第2部7(2)を参照)を作成している。

5 部門分類

(1) 部門分類の概念

世の中には、非常に様々な活動が行われているが、これらを取引基本表の中で表章するためには、これら活動を一定の項目に集約する必要がある。これら項目のことを「部門」という。

厳密には(狭義では)、取引基本表の内生部門(「中間需要」及び「中間投入」)を構成する各項目を「部門」、内生部門の分類の体系を「部門分類」と呼ぶ。外生部門(「最終需要」及び「粗付加価値」)が含まれないのは、外生部門が生産活動そのものではないためである。このようなことも踏まえ、取引基本表の大きさは、内生部門の行及び列の部門数をもって表す(後記(4)イを参照)。後記(2)から(4)については、専ら内生部門の部門分類について説明する。

しかし、取引基本表の作成実務上又は利用上、外生部門を構成する各項目についても「部門」と呼び、内生部門及び外生部門の分類の体系全体を「部門分類」と総称する場合が少なくなく(広義)、むしろ、それが一般的でさえある。基本要綱においても、説明の便宜上、広義で用いている場合がある。

なお、取引基本表の作成を受けて作成する各種係数表の中に「最終需要項目別」の誘発額等があるが、この「最終需要項目別」とは、「最終需要の各部門別(消費、投資、輸出など)」という意味である。これは、「部門」という用語を内生部門の項目についてのみ使用し、外生部門の項目には使わないという狭義で使用してきたことの一例である(付録第2章1(4)~(6)を参照)が、従前から使用してきたものであることから、平成23年表においても、統計表のタイトルとしては、引き続き「最終需要項目別」という用語を使用する。

(2) 部門分類の原則

ア 「生産活動単位」に基づく分類

(ア) 我が国の取引基本表において、行部門は、1年間に生産された商品の用途や販路構成を表すことから、原則として商品分類により分類している。一方、列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティベースにより分類している。^(注4-1-2)

(イ) 生産活動単位とは、具体的には、投入係数によって表される生産技術を意味する。つまり、生産活動単位による分類とは、投入構造の類似性に着目して行う分類方法をいう。

したがって、生産活動単位による分類においては、

- ① 同一の生産技術で生産された同一の商品は、たとえ、どの産業で生産されようとも、同一の部門に格付ける。
- ② 一方で、同一の商品であっても、生産技術が異なれば、別の部門に格付ける(例えば、

火力発電と原子力発電)。

③ 同一事業所内で複数の商品が生産されている場合、生産技術の相違によって複数の部門への割り振りがあり得る。この点は、複数の活動を行っている事業所を、その主たる経済活動によって分類する日本標準産業分類の格付けの考え方とは異なる。

④ 異なる生産技術で生産された異なる商品を、それぞれ別部門に格付けることは言うまでもない。

(ウ) 我が国の取引基本表は、前記(ア)記載のとおり、厳密には、行部門が商品分類、列部門が生産活動単位による分類である。ただ、我が国の取引基本表の部門分類が「産業分類ベースではない」という点を明確にするなどの理由から、「我が国の取引基本表は、原則として、生産活動単位、いわゆるアクティビティベースの分類である」と一括して表現する場合が多い。

(注4-1-2) 一つの商品が一つのアクティビティに対応する部門については、列部門についても商品分類となっている。我が国の取引基本表について、「〔行〕商品×〔列〕アクティビティ(商品)の表」(第1部第2章の5(1)。また、第1部第1章3(1)を参照)とされているのは、このためである。

イ 部門分類の基準

部門の新設や分割、統合、概念・定義・範囲の変更等については、取引基本表の作成の都度、国内生産額の増減、技術変化のほか、時系列比較や国際比較なども勘案して行う。

平成23年表における部門分類の基準については、第2部3(4)イを参照。

ウ 行部門と列部門の対応関係

内生部門の行部門と列部門とは、原則的に、1対1で対応する形で設定される。

しかし、石油精製のように、一つの生産工程から単価も用途も異なる複数の商品が生産されている場合や、産業機械のように、一つの事業所で共通に仕入れた原材料等を消費して単価も機能も異なる複数の商品が生産されている場合には、1つの列部門に対して、行部門が商品ごとに分割される。このようなことから、我が国の基本分類による取引基本表では、内生部門について、行部門の数が列部門の数よりも多い長方形(縦長)の表になっている(統合分類による取引基本表では、行部門と列部門が1対1で対応する正方形の表になっている。後記(4)の表4-1-1を参照)。

なお、電力のように、火力、原子力等の異なる生産設備又は生産工程から同一商品(この場合、電気)を生産している場合もある。このような場合には、逆に、列部門は、生産設備や生産工程により分割され、行部門は1つにまとめられている。

(3) 生産活動主体分類

ア 生産活動主体分類の意味

取引基本表の記録対象となる商品の多くは、「生産に要した費用を回収する価格で、市場で販売することを意図して生産される財・サービス」であり、これら商品の生産・供給主体は専ら「産業」である。しかし、取引基本表では、このほかに、政府機関や非営利団体から供給される次の①又は②に掲げるような財・サービスについても「商品」の一つとして、記録の対象に含まれている。

① コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス

② 市場において販売されない財・サービス

我が国の取引基本表では、これら様々な商品を「基本分類」（後記(4)アを参照）として分類しているが、基本分類では、商品を、生産構造の相違、つまり、生産活動単位（アクティビティベース）の相違によって分類することが原則とされており（厳密には、行部門は商品、列部門がアクティビティによる分類。前記(2)を参照）、そのままでは、商品の生産・供給主体（つまり、政府機関、非営利団体、産業）の相違についてまで考慮するものとはなっていない。

そこで、昭和50年表からは、国際連合で示されたSNA（当時は68SNA）への対応の一環として、基本分類は、商品の生産・供給主体に着目した「生産活動主体」^(注4-1-3)による分類機能も有するものに改められ、今日に至っている。

具体的には、基本分類の名称末尾に★印を付すことによって、生産活動主体の分類指標とし、これにより、基本分類が、本来の生産活動単位による分類だけでなく、生産活動主体による分類機能をも有するものとしている。

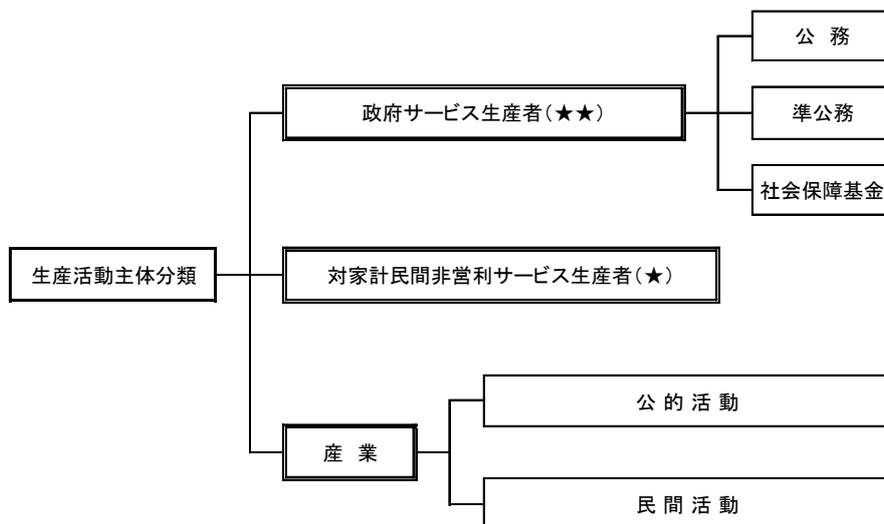
(注4-1-3)「生産活動主体分類」は、SNA上は、「経済活動別分類」と呼ばれるものに相当するが、我が国の取引基本表では、「商品を生産し、提供する主体は誰なのか」という点を明確にする趣旨で、従前から「生産活動主体分類」という用語を使用している。

イ 生産活動主体分類の体系

平成23年表で用いる生産活動主体分類の体系は、**図4-1-2**のとおりであり、次の3つに大きく区分される。

- ① 政府サービス生産者 ⇒ 基本分類の名称末尾に「★★」を付す。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者 ⇒ 基本分類の名称末尾に「★」を付す。
- ③ 産業 ⇒ 無印

図4-1-2 生産活動主体分類の体系



このうち、政府サービス生産者については、さらに「公務」、「準公務」及び「社会保障基金」^(注4-1-4)の内訳区分を設けるとともに、産業については、「公的活動」及び「民間活動」の内訳区分を設けている。^(注4-1-5)

また、学校給食については、本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては、教

育機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して行う場合がある。しかし、実際にサービスを行う機関で分類すると、推計上、支障が生じるのみならず、利活用上、混乱が生じるおそれがある。そのため、取引基本表では、本来、学校給食を実施すべき機関である教育機関の生産活動主体分類に基づいて区分している（「学校給食（国公立）★★」及び「学校給食（私立）★」）。

以下では、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者及び産業の各区分についての概要を記載する。

なお、平成23年表に係る生産活動主体による分類作業の一環として行った公的部門の格付けに関する基準及び格付け結果の詳細については、第1部第3章別表5のとおりであり、それぞれの区分への格付けに係るチャート表については、同じ別表5の参考のとおりである。

（注4-1-4）政府サービス生産者の内訳区分については、平成17年表まで「公務」及び「準公務」の2区分としていたが、平成23年表においては、93SNAで示された基準による公的部門の格付けの全面的な見直しの結果、新たに「社会保障基金」の区分を加えた（後記ウ(7)を参照）。

（注4-1-5）産業に関する内訳区分については、平成17年表まで「公的企業」及び「民間事業所」としてきたが、一方が「企業」で、もう一方が「事業所」という用語上の不均衡があったこと、また、取引基本表上の扱いとして、企業としての活動であるか、事業所としての活動であるかを問わないことから、平成23年表では、それぞれ「公的活動」、「民間活動」に名称変更した。

ウ 政府サービス生産者

(ア) 「政府サービス生産者」とは、SNAの基準では、次表に掲げる要件を満たすものをいう。

| 区 分 | 要 件 |
|--------------------------|--|
| 「社会保障基金」 | ① 政府による賦課・支配があること ② 社会全体又は特定の部分をカバーしていること ③ 強制的加入・負担の制度であること |
| 「社会保障基金」以外の 政府サービス生産者 | ① 社会保障基金に該当しないこと ② 金融機関に該当しないこと ③ 活動内容に市場性がないこと ④ 政府による所有・支配があること |

「社会保障基金」とは、従来、「準公務」又は「対家計民間非営利サービス生産者」に含まれていた社会保険事業について、公的部門の格付けの見直しを踏まえ、平成23年表において、新たに設けた区分である（SNAとしては、68SNA以来、設けられていた区分である。）。社会保障基金以外の政府サービス生産者には、行政機関が一般的に行っている活動のほか、独立行政法人や特殊法人等の活動も一部含まれる。

(イ) 「政府サービス生産者」の活動には、便益の享受者や費用徴収の観点から、「集合的サービス」及び「個別的サービス」の2つのサービスが含まれている。

【集合的サービス】防衛、法制度や社会秩序の維持、立法や一般的な行政活動など、社会全体に対するサービスを指す。社会全体に対するサービスであることから、税金や他の政府収入によって賄われる。

【個別的サービス】教育や保健衛生など、国民が個別に便益を享受するサービスを指す。提供されるサービスに応じて、費用の一部が徴収される場合もある。

(ウ) なお、我が国の産業連関表では、分析の用に供するため、SNAには存在しない独自の区分として、社会保障基金以外の「政府サービス生産者」を、さらに、「公務」及び「準公務」に区分している。それぞれの区分の内容及び格付けの考え方は、次のとおりである。

【公務】「産業」に、類似のサービスを提供する部門がなく、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によってしか提供されないサービス。

【準公務】原則として、「産業」に、類似のサービスを提供する部門が存在するものの、社会的、公共的サービスの提供という観点から、その価格又は料金が、著しくコストに見合わない水準に設定されているサービスであるため、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によって提供されるサービス。

具体的には、保健、教育、文化などの公共サービスで、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているものが該当する。

なお、次の①～③に掲げる条件を満たす場合には、「産業」に類似のサービスを提供する部門が存在しない場合でも、「準公務」と格付けることができることとしている。

- ① 投入・産出構造が「公務（中央）」又は「公務（地方）」と著しく異なっていること
- ② 国内生産額が、部門の統合基準である1000億円を下回っていないこと
- ③ 日本標準産業分類において、公務以外に相応の分類が存在すること

エ 対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、SNAの基準により、次の①～④に掲げる要件を満たすものをいう。具体的には、第1部第3章別表5において「対家計民間非営利サービス生産者」に格付けられているもののほか、私立の教育機関、宗教団体、労働組合、学術・文化団体、政治団体などが該当する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 社会保障基金に該当せず、かつ、金融機関にも該当しないこと② 活動内容に市場性がないこと③ 政府による所有・支配がないこと④ サービスの提供先が専ら家計であること |
|---|

オ 産業

(ア) 総論

「産業」とは、主に、市場で生産コストをカバーする価格で販売することを目的に、財・サービスの生産活動や取引を行うものをいう（93SNAの基準では、売上高が生産費用の50パーセント以上であれば、市場性があるものとしている。）。

このうち、政府が当該活動に係る議決権の半数を保有しているなど、政府による所有又は支配が認められる場合には「公的活動」、そうでない場合には「民間活動」として格付けられる。「公的活動」には、主に、独立行政法人及び特殊法人等の活動や中央政府の特別会計、地方政府の公営事業会計等のうち、金融仲介活動や市場性を有する非金融活動であって、かつ、政府による所有又は支配の関係が存在するものが該当する。

(イ) 前記(ア)のほか、次に掲げるものも、「産業」として扱っている。

- ① 持家等のように一般的に家賃が発生しないと考えられるものについても、賃貸住宅と同様、居住者が家賃を支払っているものとみなして帰属計算を行い、「産業」（「住宅賃貸料（帰属家賃）」）として扱う。（後記10(4)ウを参照）
- ② 農林漁家が、自家消費のために農林水産物を生産する活動も、「産業」として扱う。
- ③ 各種経済団体等については、関連する企業等からの負担金や会費を、当該団体が提供し

たサービスに対する支払ととらえ、「産業」（対企業民間非営利サービス生産者）として扱う。

(4) 部門分類の種類及び分類コード

ア 部門分類の構成

(ア) 我が国の取引基本表を表章する際の部門分類については、第1部第2章4(2)記載のとおり、「基本分類」を最も詳細な分類とし、これを統合した「統合分類」として、

- ・「統合小分類」（分類コードは4桁）
- ・「統合中分類」（分類コードは3桁）
- ・「統合大分類」（分類コードは2桁）

を設けている。また、取引基本表の説明用として、統合大分類をさらに集約した「ひな型」も用いている。

(イ) 投入額及び産出額の推計及び計数調整作業は、基本分類に基づいて行うが、投入額及び産出額を推計する基礎となる国内生産額を推計するため、作業上の更に詳細な分類として「細品目分類」（分類コードは10桁）^(注4-1-6)を設けている。

一般的に、基本分類の部門を細かく分類することにより、精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入係数も安定したものになるといわれている。しかし、一方で推計に用いる資料の制約から、一定の精度を確保するためには、分類の詳細化にも限界がある。このような制約を踏まえ、我が国の取引基本表では、表4-1-1のとおり、近年は、行が約500、列が約400の基本分類で作成している（産業別の部門分類数の推移及び府省庁別の担当部門数の推移については、第1部第3章の表1-3-2及び表1-3-3を参照）。

(ウ) 統合分類は、投入係数、逆行列係数等の各種係数を提供し、産業連関分析を可能とするための分類であることから、内生部門は、行・列ともに同じ部門数（行部門と列部門が1対1で対応している。）となっている（付録第2章1(2)注4-2-4を参照）。なお、速報は、作業の進捗、公表の早期化への要望及び一般的な産業連関分析のニーズへの対応を勘案して、従前から、統合中分類、統合大分類及びひな型により作成し、公表している（第1部第2章10①及び第2部8(1)を参照）。

(エ) 前記(ア)及び(イ)記載の分類のほか、付帯表の一つである「屑・副産物発生及び投入表」

（第2部7(3)を参照）において特に用いる部門として「競合部門」という用語がある。「競合部門」とは、屑・副産物の発生及び投入を計上するため、分類コード（7桁）に特殊符号（後記エ記載の「2」～「5」）を付した行部門のことをいう。

「副産物」については、それを主産物とする行部門が存在するが、基本分類の取引基本表上、主産物の産出に係る数値と副産物の発生及び投入に係る数値とを区別して計上するため、主産物に係る行部門の分類コードに特殊符号（後記エ記載の「4」又は「5」）を付した部門（競合部門）を設け、当該部門に計上することとしている。「競合」と呼称するのは、特殊符号の有無についての相違があるものの、主産物と同一の名称の行部門として設けられる（競合している）ことに由来する。後記エの〔参考〕の「2111-018-4 液化石油ガス」及び「2111-018-5 液化石油ガス」が「競合部門」に該当する。

一方、「屑」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」を仮設部門として行部門のみに設け、また、その他の屑については、関係の深い原材料部門を競合部門として設定し、発生及び投入は、当該部門に計上す

る。副産物で使用する用語との統一上、層に係る行部門についても「競合部門」というとともに、当該部門の分類コードにも特殊符号（後記エの「2」又は「3」）を付す。

（注4-1-6）基本分類の国内生産額を推計するに当たり、細品目分類ごとの国内生産額を集約することは、第1部第2章4（2）イ記載のとおりであるが、実際の国内生産額の推計過程においては、基本分類と細品目分類の間に「統合品目」（分類コードは8桁）という中間的な品目を設けている。これは、完成品と部分品が同じ基本分類の中で扱われている場合や、異なる性格の商品群が同一の基本分類に位置付けられているときに、国内生産額の推計の流れを分かりやすくするために設けているものであり、細品目分類の国内生産額を、統合品目である完成品や部分品、一定の商品群に集計した上で、更に、各統合品目の国内生産額を合算して基本分類の国内生産額を求めている。

表4-1-1 部門数の変遷

| | 基本分類 | | 統合小分類 | 統合中分類 | 統合大分類 | ひな型 (注4-1-7) |
|---------------|------|-----|-------|-------|-------|-----------------|
| | 行 | 列 | | | | |
| 昭和30年（1955年）表 | 310 | 278 | 122 | 54 | — | — |
| 35年（1960年）表 | 453 | 339 | 153 | 56 | — | 6 |
| 40年（1965年）表 | 447 | 341 | 156 | 56 | — | 10 |
| 45年（1970年）表 | 541 | 407 | 160 | 60 | — | 10 |
| 50年（1975年）表 | 554 | 407 | 165 | 61 | — | 13 |
| 55年（1980年）表 | 541 | 406 | 164 | 72 | 28 | 13 |
| 60年（1985年）表 | 529 | 408 | 183 | 84 | 29 | 13 |
| 平成2年（1990年）表 | 527 | 411 | 187 | 91 | 32 | 13 |
| 7年（1995年）表 | 519 | 403 | 186 | 93 | 32 | 13 |
| 12年（2000年）表 | 517 | 405 | 188 | 104 | 32 | 13 |
| 17年（2005年）表 | 520 | 407 | 190 | 108 | 34 | 13 |
| 23年（2011年）表 | 518 | 397 | 190 | 108 | 37 | 13 |

（注4-1-7）「ひな型」については、従前から日本標準産業分類の大分類を参考にして部門の設定を行っている。なお、日本標準産業分類の第11回改定（平成14年3月改定）では、それまで一つであった「サービス業」が複数の大分類に分割されたが、これらサービス関連の大分類については、第12回改定（平成19年11月改定）においても、より細分化されている。そのため、平成23年表における「ひな型」の部門設定にあつては、安定的な部門設定の観点も踏まえ、これらサービス関連の大分類について、引き続き「サービス」として一括している。

イ 取引基本表の大きさの表し方

取引基本表の大きさは、内生部門の行及び列の部門数をもって表す。これは、「部門」という用語が、狭義において、内生部門の各項目のみを指すものとして用いられてきたことや、産業連関分析で重要な役割を果たす逆行行列係数が、内生部門の行列について作成されるといったことに由来する（前記(1)を参照）。例えば、平成23年表の基本分類による取引基本表は、「518×397部門表」と表す。

統合分類による表については、「統合大（中・小）分類表」と表すほか、行・列とも同じ部門数であることから、その共通の部門数をもって、例えば、「190部門表」と表す。

ちなみに、「統合小分類」及び「統合中分類」という名称を用いるようになったのは、昭和50年表からであり、それまでは、例えば、「60×60部門表」と表していた。

ウ 分類コード

表章に用いる部門分類の分類コードは、従前から、以下の桁数で設定している。（注4-1-8）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・統合大分類 : 2桁 ・統合中分類 : 3桁 ・統合小分類 : 4桁 ・基本分類 : 行部門は7桁、列部門は6桁 |
|--|

このうち、基本分類及び統合小分類の分類コードについては、従前から、相互に整合性が図られていたが（統合小分類の4桁の分類コードと当該小分類に属する基本分類の分類コードの上4桁が同じになるように設定されていた。）、統合中分類及び統合大分類については、機械的に連番が付されていた。

そこで、平成23年表においては、

- ① 日本標準産業分類の平成19年改定に合わせて部門分類を見直したこと、
- ② 統合大分類及び統合中分類と、統合小分類及び基本分類の分類コードの不整合を解消する必要があること

から、分類コードについて見直しを行い、各部門の分類コードを全面的に更新した。

詳細は、第1部第3章6(3)を参照。

(注4-1-8) 国内生産額の推計段階のみで用い、取引基本表の表章上は現れない「統合品目」については、基本分類の行部門の分類コードである7桁に1桁を加え、計8桁として扱っている。また、「細品目分類」については、同じ行部門の分類コードである7桁に3桁を加え、計10桁として扱っている。実務上、統合品目が「8桁分類」又は「8桁品目」、細品目分類が「10桁分類」又は「10桁品目」と呼ばれる場合があるのは、このことによる。

エ 特殊符号

特殊な扱いをしている部門（後記10を参照）のうち、屑・副産物の発生・投入、商業マージン及び国内貨物運賃を、投入表や産出表などで表章する際には、利用者の便宜に資するため、分類コードの末尾に、次のような特殊符号を付している（実務上、「2付き」、「3付き」のようになっている場合がある。）。

| | |
|---------|-----|
| ・屑投入 | : 2 |
| ・屑発生 | : 3 |
| ・副産物投入 | : 4 |
| ・副産物発生 | : 5 |
| ・商業マージン | : 6 |
| ・国内貨物運賃 | : 7 |

[参考] 平成17年表の投入表 (2031-01 石油化学基礎製品の列) (抄)

| 列コード・名称 行コード・名称 | 取引額 (生産者価格) | 表の読み方 |
|------------------------------|----------------|-----------------------------------|
| 2031-01 石油化学基礎製品 (前略) | 1950273 | |
| 2111-018 液化石油ガス | 62 | 液化石油ガスを本業とする部門からの液化石油ガスの投入 |
| 2111-018-4 液化石油ガス | 9520 | 液化石油ガス以外の部門から、副産物として発生した液化石油ガスの投入 |
| 2111-018-5 液化石油ガス | -173509 | 石油化学基礎製品の生産活動の過程で副産物として発生した液化石油ガス |
| (中略) | | |
| 6111-011-6 卸売 | 16652 | 石油化学基礎製品の生産活動を行う上で支払った商業マージン |
| 6111-012-6 小売 | 140 | 同上 |
| (中略) | | |
| 7122-011 道路貨物輸送 (自家輸送を除く。) | 406 | コスト運賃 (生産過程の一環として行われた輸送活動など) |
| 7122-011-7 道路貨物輸送 (自家輸送を除く。) | 8150 | 生産した石油化学基礎製品を販売する上で必要となった国内貨物運賃 |
| (後略) | | |

(5) 最終需要部門と粗付加価値部門

ア 取引基本表の外生部門である最終需要部門と粗付加価値部門は、表4-1-2のとおり、家計外消費支出の扱いを除けば、名称に相違はあるものの、内閣府が作成する国民経済計算（統計法第2条第4項第2号に規定する基幹統計）の各項目に、ほぼ対応している。

表4-1-2 産業連関表と国民経済計算との対応

① 最終需要部門

| 産業連関表 | 国民経済計算（内閣府） |
|--|--|
| 家計外消費支出（列） | （内生部門に格付けされている。） |
| 民間消費支出 家計消費支出 対家計民間非営利団体消費支出 | 民間最終消費支出 家計最終消費支出 対家計民間非営利団体最終消費支出 |
| 一般政府消費支出 中央政府集合の消費支出 中央政府集合の消費支出（社会資本等減耗分） 中央政府個別の消費支出 中央政府個別の消費支出（社会資本等減耗分） 地方政府集合の消費支出 地方政府集合の消費支出（社会資本等減耗分） 地方政府個別の消費支出 地方政府個別の消費支出（社会資本等減耗分） | 政府最終消費支出 中央政府集合消費支出 中央政府個別消費支出 地方政府集合消費支出 地方政府個別消費支出 |
| 国内総固定資本形成（公的） | 国内総資本形成 総固定資本形成 公的 一般政府 企業設備 住宅 |
| 国内総固定資本形成（民間） | 民間 企業設備 住宅 |
| 在庫純増 生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増 | 在庫品増加 民間企業 公的企業 一般政府 |
| 輸出 輸出（普通貿易） 輸出（特殊貿易） 輸出（直接購入） | 財貨・サービスの輸出 財貨 輸送、旅行、通信、保険、その他 （再掲）直接購入 |
| （控除）輸入 輸入（普通貿易） 輸入（特殊貿易） 輸入（直接購入） | 財貨・サービスの輸入 財貨 輸送、旅行、通信、保険、その他 （再掲）直接購入 |
| （控除）関税 | — [付加価値の「生産・輸入品に課される税」に含まれている。] |
| （控除）輸入品商品税 | — [付加価値の「生産・輸入品に課される税」に含まれている。] |

（注）産業連関表の枠内の□で囲んだ項目は、統合大分類の部門である。

イ 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわば「企業消費」ともいうべきものである。最終需要部門の「家計外消費支出（列）」では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費に係る企業消費の内訳を商品別に計上する。

一方、粗付加価値部門の「家計外消費支出（行）」では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生

費を列部門別に計上する。つまり、各生産部門（列部門）がこれらの経費をどれだけ支出したかを計上する。

国民経済計算では、家計外消費支出を、企業が生産活動や取引を行う上で直接的に必要な営業経費であるとして、内生部門に格付け、外生部門（最終需要部門及び粗付加価値部門）には含めていない。

しかし、我が国の取引基本表では、家計外消費支出について、以下の理由から、外生部門に位置付けている。

- ① 最終需要としての面から見ると、各部門から家計外消費支出の部門に対して、現物の形で産出（移転）されたものと考えられること。
- ② 粗付加価値としての面から見ると、生産活動に直接必要とされるものではなく、いわば営業余剰の一部から配分されたものと考えられること。
- ③ 家計外消費支出は、原材料のように、生産活動を行う上で一定の比率で投入されるわけではないと考えられ、これを外生化することにより、投入係数（内生部門の生産構造）が一層安定的になると考えられること。

② 粗付加価値部門

| 産 業 連 関 表 | 国民経済計算（内閣府） |
|---|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">家計外消費支出（行）</div> 宿泊・日当 交際費 福利厚生費 | （内生部門に格付けされている。） |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">雇 用 者 所 得</div> 賃金・俸給 社会保険料（雇用主負担） その他の給与及び手当 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">雇 用 者 報 酬</div> 賃金・俸給 雇主の現実社会負担 雇主の帰属社会負担 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">営 業 余 剰</div> — — — — — | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">営 業 余 剰 ・ 混 合 所 得</div> — — — — — |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">資 本 減 耗 引 当</div> 資本減耗引当 資本減耗引当（社会資本等減耗分） | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">固 定 資 本 減 耗</div> — — — — — |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">間 接 税 （ 関 税 ・ 輸 入 品 商 品 税 を 除 く 。 ）</div> — — — — — | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">生 産 ・ 輸 入 品 に 課 さ れ る 税</div> — — — — — |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">（ 控 除 ） 経 常 補 助 金</div> — — — — — | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">（ 控 除 ） 補 助 金</div> — — — — — |

（注1）「賃金・俸給」の扱いに関して、産業連関表では「現物給与評価額」及び「給与住宅差額家賃」が「その他の給与及び手当」となっているが、国民経済計算（内閣府）では「賃金・俸給」として計上されている。

（注2）産業連関表の枠内の □ で囲んだ項目は、統合大分類の部門である。

6 取引基本表の基本構造

(1) 商品×アクティビティ（商品）表

国際連合の「産業連関表作成・分析ハンドブック」では、「供給表」（従前、「V表」（産業別商品産出表）と称しているもの）と「使用表」（従前、「U表」（産業別商品投入表）と称しているもの）の二つを作成した上で、産業技術仮定^(注4-1-9)又は商品技術仮定^(注4-1-10)のいずれかの仮定を介して、商品×商品の「シンメトリック産業連関表」（行部門と列部門が1対1で対応する正方形の表）を作成する方法が提唱されている。

しかし、我が国においては、昭和26年の試算表以来、U表とV表の作成を経由せず、直接、[行]商品×[列]アクティビティ（商品）の表を作成してきた。

(注4-1-9)「産業技術仮定」とは、同一の産業で生産された商品は、どの商品であっても同一の生産技術構造を持つと仮定することをいう。具体的には、A産業で生産された商品にはすべてA産業の投入比率、B産業で生産された商品にはすべてB産業の投入比率を適用して、産業別・商品別投入額を計算し、それを商品ごとに集計して商品別の投入額を推計する。

(注4-1-10)「商品技術仮定」とは、どの産業で生産されても同一の商品であれば、同一の生産技術構造を持つと仮定することをいう。具体的には、どの産業で生産されたかに関係なく商品別の国内生産額を計算し、商品ごとの投入比率を適用して商品別投入額を推計する。

(2) 価格評価と表形式（生産者価格評価表と購入者価格評価表）

ア 価格の評価方法

我が国の取引基本表では、前記4記載のとおり、個々の取引の大きさを、商品共通の尺度である「金額」によって記録しているが、その際に「金額」を、どの段階の価格でとらえるのかが問題となる。それによって、生産額や取引額が変化するためである。

実体経済の中では、たとえ同一かつ同量の商品であったとしても、同じ価格で取引されるとは限らない。これは、取引段階の差異に基づく場合もあるし、地理的・時期的な要因、需給状況又は取引形態の相違等に基づく場合もある。

例えば、生産者の出荷価格と消費者が購入する価格は基本的に異なると考えられるほか、同じ企業の同じ製品でも、需要期か非需要期か、あるいは、大口需要者向けか小口需要者向けかにより価格が異なる場合がある。

このようなことから、取引基本表に記録するための価格評価については、次のような二つの視点がある。

- 「実際価格」によるか「統一価格」によるか
前者は、実際に取引がなされた価格で評価する方法であり、後者は、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格を別途設定して評価する方法である。
- 「生産者価格」によるか「購入者価格」によるか
前者は、生産者の出荷価格で評価する方法であり、後者は、取引の最終段階における価格で評価する方法である。

この二つの視点の組合せによって、価格評価の方法には、次の四通りが考えられる。

- ① 実際価格による生産者価格評価
- ② 実際価格による購入者価格評価
- ③ 統一価格による生産者価格評価
- ④ 統一価格による購入者価格評価

我が国では、このうち、「① 実際価格による生産者価格評価」と「② 実際価格による購入者価格評価」により取引基本表を作成しており、前者を「生産者価格評価表」、後者を「購入者価格評価

表」と呼んでいる。(注4-1-11)

統一価格による評価方法を採用していないのは、一次統計から得られる取引額のデータが実際価格の集積であるのに対し、統一価格で評価するためには、「統一価格をどのように設定するか」「仮に、単一の価格が設定できたとしても、その価格を統一価格と判断してよいか」という課題を別途解決しなければならないからである。

なお、付加価値税（消費税）の扱いによっても、表形式は複数の選択肢があるが、これについては、後記(3)を参照。

(注4-1-11) 基本分類及び統合小分類においては、部門数も多く、取引基本表全体を一つの行列表として表章すると、計数が読み取りにくい場合がある。このため、基本分類及び統合小分類の取引基本表については、従前から、「投入表」と「産出表」に分けて公表するとともに、その中に、生産者価格、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格を表章することにより、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方が読み取れる表としている（第1部第2章5(2)イを参照）。

イ 生産者価格評価表と購入者価格評価表

(ア) 両表の表形式と相違点

生産者価格と購入者価格との相違は、取引額に流通経費、すなわち、商業マージン及び国内貨物運賃が含まれているか否かである。ただし、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しないサービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は等しくなる（第2部5(2)イ(オ)の注2-17を参照）。

生産者価格評価表では、取引を生産者の「出荷価格」で記録する。そのため、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の列部門と〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に一括して計上する（図4-1-3②を参照）。

一方、購入者価格評価表では、商業マージン及び国内貨物運賃を個々の取引額に含めて計上する。その結果、〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門には、それぞれ「コスト商業」、「コスト運賃」（後記10(2)を参照）のみが計上され、商業マージン及び国内貨物運賃は、商業部門及び運輸部門の行部門には計上されない。なお、我が国の取引基本表は生産者価格で評価することを基本とする（第1部第2章6(1)を参照）ことから、購入者価格評価表の各行部門においては、外生部門で商業マージンと国内貨物運賃を控除することで、国内生産額が生産者価格ベースであることを維持している（図4-1-3③を参照）。

(イ) 両表に係る利用上の特徴

生産者価格評価表及び購入者価格評価表について、利用上の観点から見れば、それぞれ次のような特徴がある。

まず、購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易である。

一方で、商業マージン及び国内貨物運賃の額は、商品ごとに異なり、また、同一の商品であっても取引形態の相違によって異なることが多いなど、必ずしも安定的とはいえない。通常の産業連関分析では、できるだけ安定的な投入係数を必要とするため、生産者価格評価による取引基本表の方が、利便性が高い。我が国の産業連関表においても、投入係数表や逆行列係数表は、生産者価格評価表から作成しており、産業連関分析は、生産者価格評価表を基本にして行われる。

ウ 基本価格

我が国の取引基本表にあつては、第1部第2章6(1)記載のとおり、国内生産額について、

「生産者価格」で評価しているが、SNAでは、68SNA以来、「基本価格」による取引額の評価が提唱されている。

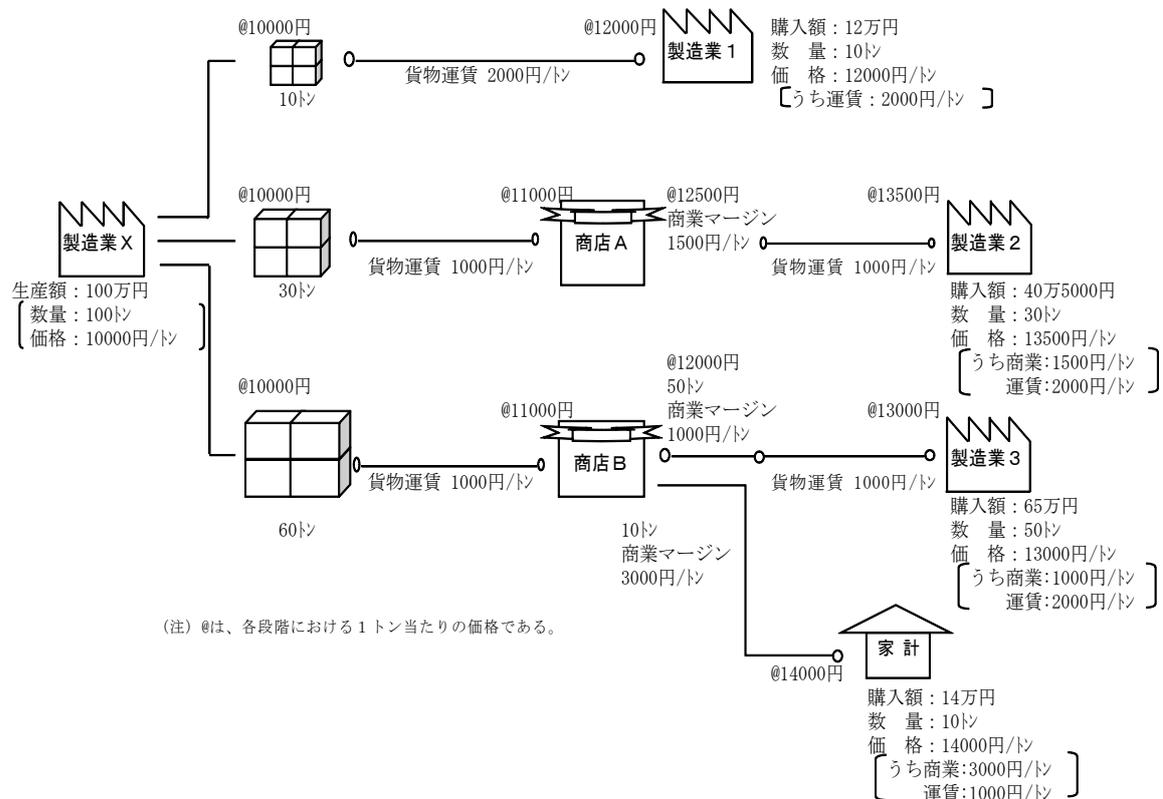
基本価格とは、生産者価格から消費税、たばこ税、酒税などの間接税を差し引き、受け取る補助金を加えた価格をいう（したがって、基本価格による取引基本表は、税抜き表（後記(3)イ(イ)を参照）の延長線上にあると理解することもできる。）。

これは、間接税の税率そのものが必ずしも安定的ではなく、各取引額に税額を含めると、生産構造とは別の要因によって投入係数が左右される場合があると考えられるためである。例えば、購入者が企業であるか家計であるかによって税率が異なる場合があるほか、同一の部門に格付けされる商品群の中で税率が異なる場合には、購入する商品の構成が変わることによって取引額が変化することなどが挙げられる。

我が国の取引基本表についても、新しい統計法に基づいて策定された公的統計基本計画の中で、基本価格表示による取引基本表の作成に向けた検討が求められたことを受け、平成23年表の作成に当たって検討を行ったが、第1部第3章別表1⑥記載のとおり、データ上の制約等の理由から見送ることとなった。

図4-1-3 生産者価格評価表と購入者価格評価表

① 価格形成の流れ - 仮設例 -



② 生産者価格評価表(例)

単位：千円

| | | 中間需要 | | | | 最終需要 | | | 需要合計 | (控除) 輸入 | 国内生産額 | | |
|-------|-----|-----------|----------|----------|----------|------|-----|-----|------|------------|-------|--------|--------|
| | | ... | 製造業 1 | 製造業 2 | 製造業 3 | ... | ... | ... | | | | 消 費 | 投 資 |
| 中間投入 | 商品X | | 100 | 300 | 500 | 0 | | 100 | 0 | 0 | 1000 | 0 | 1000 |
| | 商業 | | 0 | 45 | 50 | 0 | | 30 | 0 | 0 | 125 | 0 | 125 |
| | 運輸 | | 20 | 60 | 100 | 0 | | 10 | 0 | 0 | 190 | 0 | 190 |
| 粗付加価値 | | | | | | | | | | | | | |
| 国内生産額 | | — — — — — | | | | | | | | | | | |

(注) 図4-1-3①の数字を表にしたものである。

③ 購入者価格評価表(例)

単位：千円

| | | 中間需要 | | | | 最終需要 | | | 需要合計 | 控除 | | | 国内生産額 | | |
|-------|-----|-----------|----------|----------|----------|------|-----|-----|------|--------|------------|----------------|-------|------|------|
| | | ... | 製造業 1 | 製造業 2 | 製造業 3 | ... | ... | ... | | 輸 入 | 商業 マージン | 国内 貨物 運賃 | | | |
| 中間投入 | 商品X | | 120 | 405 | 650 | 0 | | 140 | 0 | 0 | 1315 | 0 | -125 | -190 | 1000 |
| | 商業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 125 | 0 | 125 |
| | 運輸 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 190 | 190 |
| 粗付加価値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国内生産額 | | — — — — — | | | | | | | | | | | | | |

(注) 図4-1-3①の数字を表にしたものである。商品Xの行には、商業マージン及び国内貨物運賃が含まれた取引額が計上されているが、外生部門の「(控除)商業マージン」及び「(控除)国内貨物運賃」で相殺することで、各行部門の国内生産額が生産者価格であることを維持している。

(3) 消費税（付加価値税）の扱いと表形式

ア 消費税の性格

付加価値税のうち、酒税やたばこ税のような特定の物品やサービスを課税対象とする個別間接税については、課税額（＝納税額）が商品の価格に転嫁されて、中間需要、最終需要の区別無く税込の価格により売買されることから、そのまま投入コストとして表示される。

これに対して、消費税は、原則として、国内において行われる全ての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税であり、しかも、中間取引段階において税が累積しないようにするため、仕入れに係る税が控除される（図4-1-4を参照）。つまり、商品を販売した者が納める税額は、販売額にかかる税額から流通の前段階で負担した税額を控除したものと計算される仕組みになっている。

そのため、消費税を取引基本表上、どのように扱うかに当たっては、実際に動いた金額をそのまま表示する方法と、本来コストとして認識される金額に基づいて表示する方法という異なる考え方があり得る。

図4-1-4 従来的間接税と消費税の相違

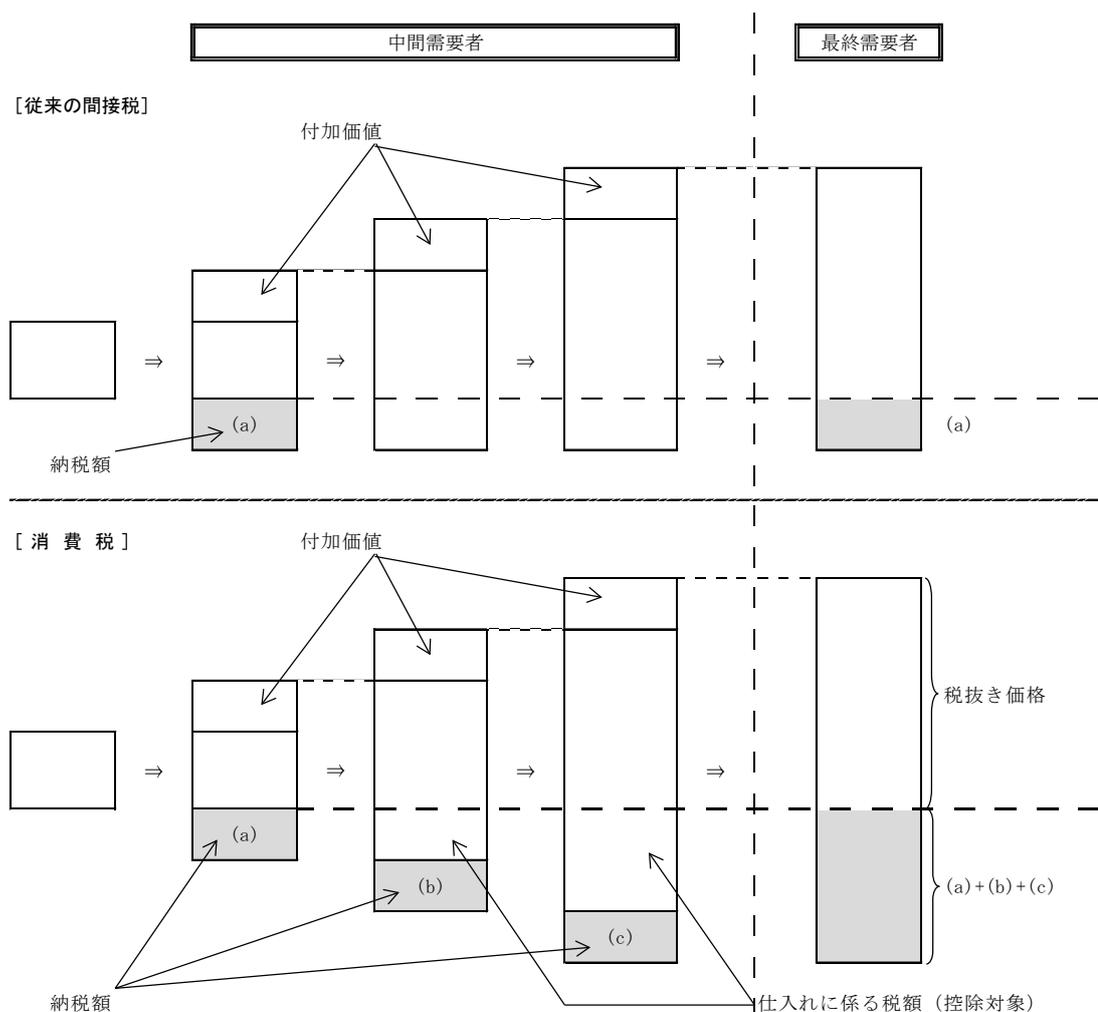


図4-1-5 消費税の表章形式

① 税込み表(例)

| | | 中間需要 | | | | | 中間 需要計 | 最終需要 | | | (控除) 輸入 | 国内 生産額 |
|----------|---|------|------|------|------|-----|-----------|------|-----|-----|------------|-----------|
| | | A | B | C | D | E | | 消費 | 投資 | 輸出 | | |
| 中間 投入 | A | | 840 | | | | 840 | | | | -210 | 630 |
| | B | | | 945 | | | 945 | | | 100 | | 1045 |
| | C | | | | 1050 | | 1050 | | 105 | 200 | | 1355 |
| | D | 105 | | | | 105 | 210 | 840 | 315 | 400 | | 1765 |
| | E | | | 105 | 105 | | 210 | 420 | 105 | | | 735 |
| 中間投入計 | | 105 | 840 | 1050 | 1155 | 105 | 3255 | 1260 | 525 | 700 | -210 | 5530 |
| 粗付加価値 | | 525 | 205 | 305 | 610 | 630 | 2275 | | | | | |
| うち納税額 | | 25 | 5 | 5 | 10 | 30 | 75 | | | | | |
| 国内生産額 | | 630 | 1045 | 1355 | 1765 | 735 | 5530 | | | | | |

(注1) 免税となる輸出を除き、すべての取引において5%課税が行われ、完全に転嫁されていると仮定したもの。

(注2) 取引額をそのまま計上しているため、税額計算上の控除等の要因は考慮していない。

(注3) 実際は、非課税取引、免税業者の存在、輸出免税、簡易課税制度等があり、各マス目とも、必ずしも税抜き×1.05=税込みとはならない。

(注4) 我が国の取引基本表上、消費税の納税額は、他の間接税とともに「間接税」部門に含まれている。

② 税抜き表(例)

| | | 中間需要 | | | | | 中間 需要計 | 最終需要 | | | (控除) 輸入 | 国内 生産額 |
|----------|---|------|------|------|------|-----|-----------|------|-----|-----|------------|-----------|
| | | A | B | C | D | E | | 消費 | 投資 | 輸出 | | |
| 中間 投入 | A | | 800 | | | | 800 | | | | -200 | 600 |
| | B | | | 900 | | | 900 | | | 100 | | 1000 |
| | C | | | | 1000 | | 1000 | | 100 | 200 | | 1300 |
| | D | 100 | | | | 100 | 200 | 800 | 300 | 400 | | 1700 |
| | E | | | 100 | 100 | | 200 | 400 | 100 | | | 700 |
| 中間投入計 | | 100 | 800 | 1000 | 1100 | 100 | 3100 | 1200 | 500 | 700 | -200 | 5300 |
| 粗付加価値 | | 500 | 200 | 300 | 600 | 600 | 2200 | | | | | |
| 国内生産額 | | 600 | 1000 | 1300 | 1700 | 700 | 5300 | | | | | |

(注) この表は、税込み表から、消費税を除いたものである。

イ 消費税の表章形式(図4-1-5を参照) (注4-1-12)

(ア) 税込み表(グロス表)

これは、税を含んだ流通段階での販売・購入価格をそのまま表示する方法である。

内生部門に含まれる消費税は、原則として、その原材料を生産・販売した事業者において課税される一方、納税段階では、累積排除のため購入側(投入側)において控除されているが、投入金額には、この金額も含まれている。

我が国の取引基本表では、実際の取引額を読み取ることができるという長所から、消費税制度の導入以来、税込み表で表章している。

(イ) 税抜き表

税が産業活動に対して完全に中立であるとするならば、取引数量の変化がない場合であっても取引額を変化させ、結果として投入係数に影響を与える可能性がある税は、投入係数の安定性を目指す取引基本表においては取り除く必要があると考えることもできる。税抜き表

は、この考え方に立って、すべての取引において、取引金額に占める税額を完全に取り除いて作成される表をいう。

(注4-1-12) 税込み表及び税抜き表のほかに、「ネット表」という考え方もある。

これは、納税段階において、控除可能な税額を控除した額で表示する方法である。ただし、日本の消費税においては、例えば、小規模事業者について免税業者になることが認められているが、免税業者は納税義務がない一方で、仕入れに伴う税額控除を行うこともできない。そのため、ネット表であっても、免税業者に関するデータについては、結局、税込み表と同様、仕入額がそのまま計上されることになる。

(4) 輸入の扱いと表形式

ア 競争輸入型と非競争輸入型

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の商品について、国産品と輸入品との区別を行わず、一括して扱うものであり、この方式による取引基本表を「競争輸入型」という。これに対し、同じ種類の商品であっても、国産品と輸入品とを区別して扱う方式を「非競争輸入型」という。

イ 我が国の表形式

我が国の取引基本表では、原則として、国産品と輸入品をまとめて計上する「競争輸入型」を採用しているが、小麦、大豆等の重要な輸入品については、国内生産額の大小に関係なく、輸入品の行部門を別掲している。したがって、正確には、「競争・非競争混合輸入型」といえる。

ただ、基本分類及び統合小分類の各取引額について、輸入額を内数として別掲しており、これにより、図4-1-6の「③ 完全非競争輸入型」への組替えが可能になるようにしている。

輸入の扱い別の表形式については、図4-1-6のとおりである。

図4-1-6 輸入の扱い別の表形式

① 完全競争輸入型(例)

| | A | B | C | D | 消費 | 投資 | 輸出 | (控除) 輸入 | 国内 生産額 |
|-----------|----|-----|-----|-----|----|----|----|------------|-----------|
| A | 10 | 60 | 30 | 40 | 10 | 0 | 0 | -100 | 50 |
| B | 20 | 10 | 50 | 10 | 20 | 15 | 10 | -35 | 100 |
| C | 5 | 10 | 5 | 50 | 60 | 40 | 40 | -50 | 160 |
| D | 5 | 5 | 20 | 15 | 70 | 30 | 30 | -25 | 150 |
| 租付加 価値 | 10 | 15 | 55 | 35 | | | | | |
| 国内 生産額 | 50 | 100 | 160 | 150 | | | | | |

(注) 租付加価値、輸出及び(控除)輸入を除く各マスの数値は、国産品と輸入品との合計値である。

② 競争・非競争混合輸入型(例)

| | A | B | C | D | 消費 | 投資 | 輸出 | (控除) 輸入 | 国内 生産額 |
|-----------|----|-----|-----|-----|----|----|----|------------|-----------|
| A | 5 | 10 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 50 |
| A(輸入) | 5 | 50 | 10 | 30 | 5 | 0 | 0 | -100 | 0 |
| B | 20 | 10 | 50 | 10 | 20 | 15 | 10 | -35 | 100 |
| C | 5 | 10 | 5 | 50 | 60 | 40 | 40 | -50 | 160 |
| D | 5 | 5 | 20 | 15 | 70 | 30 | 30 | -25 | 150 |
| 租付加 価値 | 10 | 15 | 55 | 35 | | | | | |
| 国内 生産額 | 50 | 100 | 160 | 150 | | | | | |

(注) 商品Aについてのみ、輸入品が行部門として特掲されており、その他の商品B、C、Dについては国産品と輸入品の合計が計上されている。

③ 完全非競争輸入型(基本型)(例)

| | A | B | C | D | 消費 | 投資 | 輸出 | (控除) 輸入 | 国内 生産額 | |
|-----------|---|----|-----|-----|-----|----|----|------------|-----------|-----|
| 国産 | A | 5 | 10 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 50 |
| | B | 10 | 10 | 30 | 10 | 20 | 10 | 10 | 0 | 100 |
| | C | 5 | 10 | 5 | 40 | 30 | 30 | 40 | 0 | 160 |
| | D | 5 | 5 | 15 | 15 | 55 | 25 | 30 | 0 | 150 |
| 輸入 | A | 5 | 50 | 10 | 30 | 5 | 0 | 0 | -100 | 0 |
| | B | 10 | 0 | 20 | 0 | 0 | 5 | 0 | -35 | 0 |
| | C | 0 | 0 | 0 | 10 | 30 | 10 | 0 | -50 | 0 |
| | D | 0 | 0 | 5 | 0 | 15 | 5 | 0 | -25 | 0 |
| 租付加 価値 | | 10 | 15 | 55 | 35 | | | | | |
| 国内 生産額 | | 50 | 100 | 160 | 150 | | | | | |

④ 非競争輸入型(簡略型)(例)

| | A | B | C | D | 消費 | 投資 | 輸出 | (控除) 輸入 | 国内 生産額 | |
|-----------|---|----|-----|-----|-----|----|----|------------|-----------|-----|
| 国産 | A | 5 | 10 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 50 |
| | B | 10 | 10 | 30 | 10 | 20 | 10 | 10 | 0 | 100 |
| | C | 5 | 10 | 5 | 40 | 30 | 30 | 40 | 0 | 160 |
| | D | 5 | 5 | 15 | 15 | 55 | 25 | 30 | 0 | 150 |
| 輸入 | | 15 | 50 | 35 | 40 | 50 | 20 | 0 | -210 | 0 |
| 租付加 価値 | | 10 | 15 | 55 | 35 | | | | | |
| 国内 生産額 | | 50 | 100 | 160 | 150 | | | | | |

(注) 輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計値のみを示したものである。

7 国内生産額の価格評価

(1) 国内生産額の重要性とコントロール・トータルズ（CT）

国内生産額とは、一言でいえば、部門ごとの1年間の生産及び取引の総額である。

部門別の国内生産額は、取引基本表の推計作業を行うに当たり、まず初めに推計する計数であり、投入額及び産出額は、この国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する（第2部1の図2-1を参照）。このため、国内生産額に誤りがあると自部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、取引基本表全体の精度が左右される。このように、国内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面の「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置付けから、コントロール・トータルズ（control totals）、略して「CT」と呼ばれることが多い。

(2) 国内生産額に関する価格評価

国内生産額は、基本的には、商品の生産高やサービスの売上高をもって計測している。

主な事項別の国内生産額の評価方法については、第2部5(2)イを参照。

(3) 国内生産額の重複計算

ア 同一基本分類内

国内生産額の推計に当たっては、基礎統計から、まず、細品目分類（約3,600／前記5(4)ア(イ)を参照）ごとに国内生産額を推計する。そして、統合品目への集計を経て、これらを基本分類ごとに積み上げて、各部門の国内生産額を推計する。

このため、同一基本分類内で、ある品目が他の品目の原材料として使用されている場合には、その原材料の部分の国内生産額は、重複して計上される。

なお、国内生産額の重複は、細品目分類を生産工程ごとに細かく分類すればするほど大きくなる。

[国内生産額の重複計算のイメージ]

| | |
|---|----------|
| 基本分類：電気音響機器 | |
| (細品目) [以下の例は、厳密には、統合品目（前記5(4)アの注4-1-6を参照）] | |
| 電気音響機器 | 9,461億円 |
| 電気音響機器の部分品、取付具、附属品 | 2,426億円 |
| 計 | 11,887億円 |
| (注) 部分品を組み立てた完成品9,461億円の中には、2,426億円の部分品が含まれているが、基本分類ベースで見ると、この分が重複計算され、11,887億円の国内生産額となる。 | |

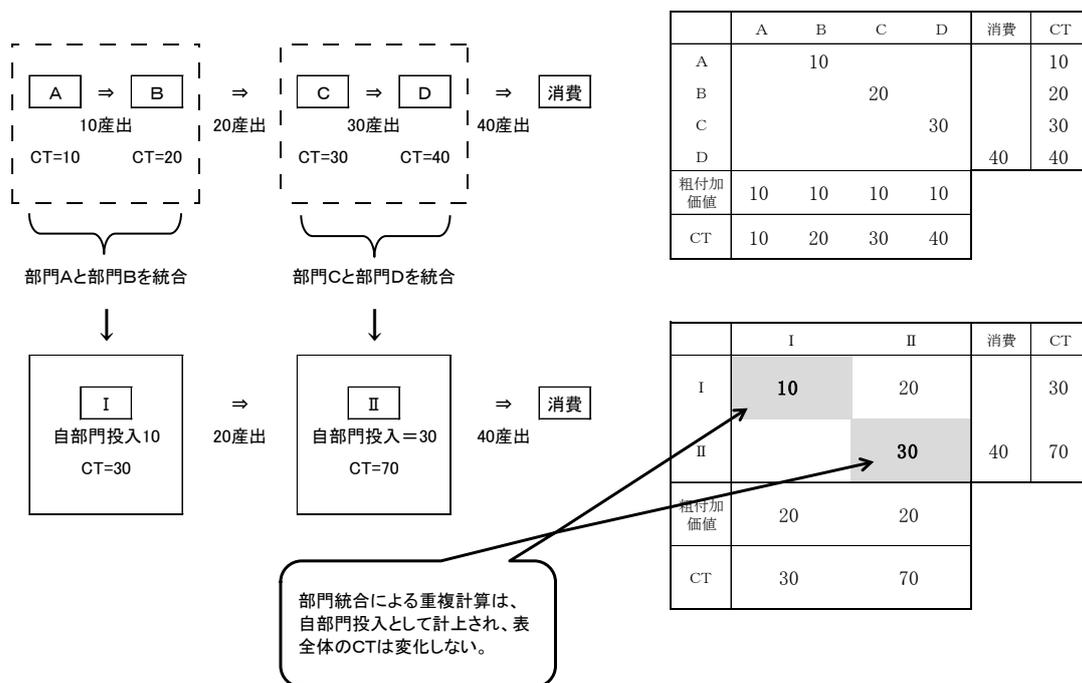
イ 基本分類をまたぐ場合の重複

前記アでは、同一基本分類内での国内生産額の重複計算について述べたが、これは、基本分類をまたぐ場合も同様である。例えば、自動車に関する国内生産額は、完成品、車体及びエンジン等の部品といったように、それぞれ異なる基本分類で推計されているが、完成品である自動車の国内生産額の中には、他の基本分類において既に計上されているこれら自動車部品等の国内生産額も含まれている。つまり、自動車部品等の国内生産額は、自部門と完成品である自動車の部門において、重複して計上されている。

ウ 部門の統合による重複

国内生産額の重複計算は、部門を統合することでも発生し、部門分類を統合すればするほど重複の度合いが高まる。しかし、部門分類を統合した場合、国内生産額の重複は、統合された部門の行部門と列部門との交点に自部門投入として集積されるだけであり、統合によって、取引基本表全体として国内生産額が変化するわけではない（図4-1-7を参照）。

図4-1-7 部門統合による国内生産額の重複



8 内生部門及び最終需要部門の取引の計上方法

(1) 内生部門

取引基本表の内生部門に示されている各セルの数値は、基本的に各部門間で行われた商品の取引額を表している。ただし、この取引額とは、厳密には、取引基本表の対象年に支払われた購入額がそのまま計上されるわけではなく、対象年に行われた生産活動で必要とされた「消費額」を意味している。（前記3(2)イを参照）。

(2) 資本財の取引

耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる「資本財」については、次の①～⑤に掲げる場合を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する（資本財の範囲等の詳細については、第3部第2章第2節の「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」を参照。ただし、家計が行う資本形成は、建物、構築物の取得及び土地の造成・改良費のみを対象とする。）。

どの部門がどのような資本財をどれだけ購入したかについては、別途、付帯表として作成する「固定資本マトリックス」（第2部7(5)を参照）によって明らかにする。

なお、各列部門の減価償却費（資本財の使用に伴うその年の減耗分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上する。

[内生部門に計上する資本財の取引] (注4-1-13)

- ① 機械に組み込まれて新たな別の機械を構成するもの (機械組込)
- ② 建設部門が建設活動の中間財として購入した場合 (建設迂回)
- ③ 土木工事の工事費の内訳として扱われる財 (土木迂回)
- ④ 鋼船に組み込まれた機械 (造船迂回)
- ⑤ 自衛隊が購入した武器等

(注4-1-13) 「機械組込」とは、他の機械が組み込まれることで、新たな別の機械の一部になることをいう。

「建設迂回」とは、建設活動に伴い、例えば、エレベーターやボイラなどの資本財がビルの一部となることで、建設業の活動を迂回して(すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して)資本形成されることをいう。

「土木迂回」とは、橋梁や水門のように資本財ではあるが、施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合をいう。

「造船迂回」とは、造船を行う際に、ボイラや通信機械などの資本財が船舶に組み込まれる場合をいう。

(3) 在庫

我が国の取引基本表では、在庫について「在庫純増」として、1年間の変動分を計上することとしている。つまり、対象年次の年末(例えば平成23年末)の在庫から対象年次の前年末(例えば平成22年末)の在庫を差し引いた変動分(対象年次の年末残高－対象年次の前年末残高)を計上する。

ア 「生産者製品在庫純増」には、対象年次に生産された製品のうち、販売又は出荷待ちの商品、つまり、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかったものについての増減を年間平均の市中価格で評価し、計上する。(図4-1-8の①)。

イ 「半製品・仕掛品在庫純増」には、対象年次の生産活動において、生産途中のものであり、かつ、更に手を加えることなしには、販売又は出荷がされないものについての増減を年間平均の市中価格で評価し、計上する。(図4-1-8の②)。

ウ 「流通在庫純増」には、対象年次の活動において、商業部門が仕入れた商品のうち、販売されなかったものについての増減を年間平均の市中価格で評価し、計上する。この場合、商品を仕入れた商業部門との交点に計上するのではなく、その商品が本来属する行部門(販売又は出荷前の部門)との交点に計上する(図4-1-8の③及び④)。

図4-1-8 「在庫純増」計上の例

木製家具製造業者が、国産材と輸入材を商業部門経由で購入し、加工して、木製家具を生産する中での「在庫純増」の発生例

| | | 中間需要 | 最終需要 | | | |
|----------|------------|------|---------------|---------------------|-------------------------|--------------------------|
| | | | 生産者製品 在庫純増 | 半製品・ 仕掛品 在庫純増 | 流通 在庫純増 (注4-1-14) | 原材料 在庫純増 (注4-1-15) |
| 中間 投入 | 国産 素材 | | | | ③ | ⑤ |
| | 輸入 素材 | | | ④ | ⑥ | |
| | 木製家具 商業 | | ① | ② | | |
| | ... | | | | | |

(注4-1-14) 商業部門における流通在庫の純増は、[行]「素材」と[列]「流通在庫純増」との交点に計上する(③、④)。

(注4-1-15) 「木製家具製造業」における原材料在庫の純増は、[行]「素材」と[列]「原材料在庫純増」との交点に計上する(⑤、⑥)。

(注4-1-16) 輸入品が、「生産者製品在庫純増」や「半製品・仕掛品在庫純増」に計上されることはない。

エ 「原材料在庫純増」には、対象年次に購入された原材料のうち、その年に使用されなかったものについての増減を年間平均の市中価格で評価し、計上する。この場合、その原材料を購入した行部門との交点に計上するのではなく、その商品（原材料）が本来属する行部門（販売又は出荷前の部門）との交点に計上する（図4-1-8の⑤及び⑥）。

なお、輸入された商品が在庫となるのは、「流通在庫純増」と「原材料在庫純増」の場合のみである。

9 輸出及び輸入の価格評価

(1) 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表にあつては、国内向けの財と同様に、工場渡しの生産者価格で評価し、購入者価格評価表にあつては、本船渡しのFOB（free on board）価格（工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格）で評価する。

推計資料として用いている「貿易統計」は、普通貿易の輸出品がFOB価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、FOB価格から、別途、工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格によって評価する（第2部5(5)ウ(キ)を参照）。

(2) 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたCIF（cost insurance and freight）価格で評価する。

なお、取引基本表の各セルの輸入品取引額は、CIF価格に関税及び輸入品商品税を加えたものが計上されている。そのため、取引基本表上、行部門の国内生産額とその内訳の合計を一致させるため、最終需要部門では、「輸入」、「関税」及び「輸入品商品税」を控除項目として設けている。

(3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入

特殊貿易及び直接購入の輸出入、すなわちサービスの輸出入や海外旅行者の消費など普通貿易に計上されない財の取引額については、前記(1)及び(2)とは異なり、国際収支表等から推計している。

10 特殊な扱いをする部門

取引基本表の各部門の中には、SNAの概念に基づき、あるいは、産業連関分析や表作成上の便宜から、特殊な扱いをしている部門がある。

以下、それらの部門について説明する。

(1) 商業部門及び運輸部門の活動の表章方法

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動（特に財の取引活動）にあつては、生産者と需要者が直接取引をすることは少なく、一般的には、商業部門及び運輸部門を介して行われる。しかし、商業部門及び運輸部門を経由する取引について、その流れに従って忠実に記録しようとする、取引基本表上、部門間の取引関係が非常に分かり

にくいものとなる。

例えば、A部門が生産した商品100単位をB部門が購入した場合の商品取引の流れが、以下のよう内容になっていたとする。

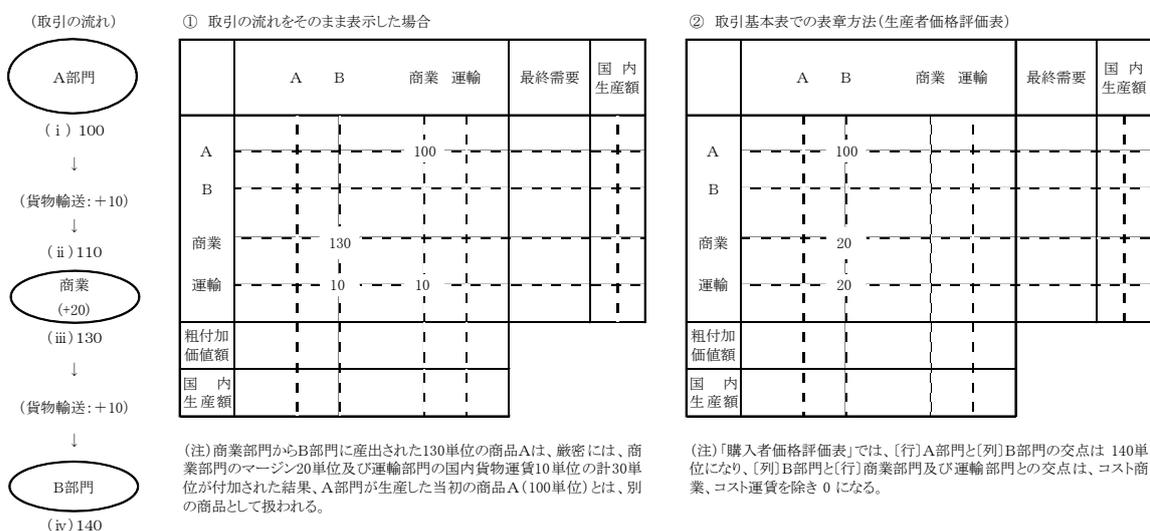
- (i) まず、A部門から運輸部門（運賃10単位）を経由して商業部門に販売される。
- (ii) 商業部門の購入価格は110単位である（A部門に100単位支払い、運輸部門に10単位支払う。）。
- (iii) 次に、商業部門はマージン（20単位）を加えた上で、再び運輸部門を経由（運賃10単位）してB部門に販売する。
- (iv) B部門の購入価格は140単位である（商業部門の購入価格110単位にマージン20単位を加えた130単位を商業部門に支払い、運輸部門に10単位支払う。）

このような取引過程をそのままの形で記録すると、**図4-1-9①**のようなものとなり、AとBとの関係を読み取ることが難しくなる。

そこで、生産者価格評価表では、商業部門及び運輸部門を経由することなく、部門間（例えば、A部門とB部門の間）で直接取引が行われたかのように記述し、その上で、商業マージン及び国内貨物運賃を需要者（この場合、B部門）の経費として一括計上する（需要者と商業部門及び運輸部門の交点にそれぞれ一括計上する。）こととしている（**図4-1-9②**を参照）。

なお、購入者価格評価表においては、個々の取引金額に、商業マージン及び国内貨物運賃を含むことから、商業及び運輸の行部門には、商業マージン及び国内貨物運賃を計上しない（購入者価格評価表の商業及び運輸の行部門には、後記(2)記載のコスト商業及びコスト運賃のみが計上される。）。

図4-1-9 商業部門と運輸部門の扱い



(2) コスト商業とコスト運賃

前記(1)のような通常の流通経費とは別に、生産活動を行う上での直接的な経費として扱われる商業活動及び運輸活動も存在する。取引基本表では、これらの経費について、「コスト商業」及び「コスト運賃」と呼び、各列部門の生産活動に要したコストとして、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれにおいても、それぞれ〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に計上する。

ア コスト商業

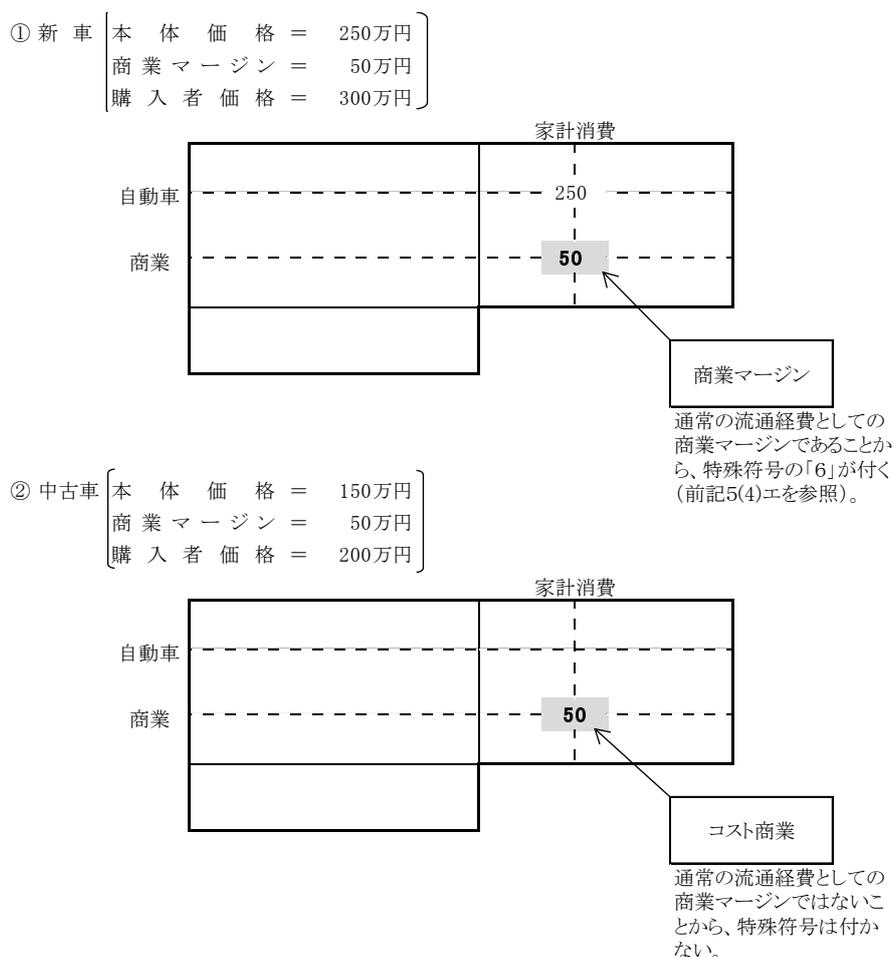
(ア) 輸入商品はC I F価格で評価されるが（前記9 (2)を参照）、商品の輸入業務に関連して外国商社の代理店から提供されるサービスは、C I F価格に含まれず、サービスの対価として当該代理店へ支払われる手数料として扱われる。このような支払は、商業の輸入として「(控除) 輸入 (特殊貿易)」にも計上（取引基本表上、行部門の国内生産額とその内訳の合計を一致させるため、輸入はマイナスで計上）されるが、これを〔列〕「卸売」が投入する「コスト商業」として扱い、同額を、〔列〕卸売にも計上する。輸出商品の受取代理店手数料^(注4-1-17)についても同様の扱いである。

(注4-1-17) 外国商社の代理店からのサービスの提供は、国際収支表では「その他貿易関連サービス」の中で、代理店手数料の支払として計上されている。

(イ) 中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみを「コスト商業」として計上する。

具体的には、家計による中古乗用車の購入や、固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相当する。この場合、中古品自体は基本的に当期の生産物ではないので、取引基本表への記録の対象とはならないが、中古品の取引に伴う商業活動は当期の活動であるため、その取引マージンのみを計上する（図4-1-10を参照）。

図4-1-10 家計が新車又は中古車を購入した場合の取引基本表上の相違



イ コスト運賃

(ア) 生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産した後の流通段階ではなく、生産段階そのものの中でのコストの一部を形成する輸送活動）に伴う経費

- ① 木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品については、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等の生産者価格が決定される場所まで移動させるために要した費用
- ② 鉄鋼や船舶のように、その生産のために、原材料や半製品等を大規模工場内において移動させるために要した費用
- ③ 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

(イ) 引越荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物・廃土砂などのようなものに係る輸送費用

自動車輸送の中で大きな比重を占めるといわれる廃棄物・廃土砂は、取引基本表においては「屑」には該当せず、取引の対象とはならない無価値の物として扱っており、それらを輸送するために要した費用については、これらを発生させた部門の「コスト運賃」として、〔行〕運輸部門との交点に計上する。

つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理（輸送業者への支払）は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。引越荷物や旅行手荷物については、部門間の取引を伴う（運賃を発生させる）ものではなく、引越や旅行をする者の所有物について、荷物の場所の移動を行うものであり、その輸送費用は、引越や旅行する者のコスト運賃となる。

中古品の輸送については、コスト商業と同様の考え方から、コスト運賃として扱う。

なお、「宅配便」の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、国内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いにするかが分かれる。つまり、産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、国内貨物運賃となる。一方、旅行者が旅先で購入した土産物を、旅行者自らが自宅や友人に送付すれば、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類などの受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

(3) 屑・副産物

ア 屑・副産物の扱いに関する各種方式

ある商品Aの生産活動を行う際に、生産技術上必然的に、目的とした商品Aのほかに、別の商品Bが一定量だけ生産される場合がある。この商品Aの生産過程において副次的に発生する商品Bについて、商品Bを主産物として生産する部門が他にある場合には「副産物」といい、ない場合には「屑」という。屑・副産物は、残存価値を残している「有価財」と、ゴミとして廃棄・焼却される「無価財」（あるいは、処理経費がかかる「負価財」）に分けられる。取引基本表の対象になるのは、有価財であり、統計資料等により把握可能なものである。

我が国の取引基本表は、行部門が商品分類により作成されることから、生産活動の結果として発生する商品については、いずれかの部門に対応させる必要がある。そこで、屑・副産物については、特殊な扱いが必要となり、具体的には、以下の4つの方式がある。

- ① 一括方式
- ② トランスファー方式

③ マイナス投入方式（ストーン方式）

④ 分離方式

我が国では、原則として「マイナス投入方式」によって処理し、部分的に「一括方式」及び「トランスファー方式」も採用している。

以下、これら4つの方式について、次の事例をモデルケースにして、表章方法を説明する（図4-1-11を参照）。

〔事例〕

石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPG（液化石油ガス）を10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、LPGを家計にそれぞれ販売している場合

① 一括方式

主産物である合成樹脂原料と副産物であるLPGの合計（合成樹脂原料（100単位）＋LPG（10単位）＝110単位）を、一括して石油化学部門の国内生産額としてとらえて計上する考え方である。したがって、家計に販売されたLPG（10単位）は、取引基本表の上では、石油化学部門の販売として記録される。

この方式では、石油化学部門におけるLPGの生産は、LPG部門に対して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も利用可能であると考えられる。

我が国の取引基本表では、畜産部門の「きゅう肥」等を一括方式によって処理している。

② トランスファー方式^(注4-1-18)

石油化学部門の副産物として生産されたLPG（10単位）について、それを主産物として活動しているLPG部門に産出した上で、当該LPG部門から家計に販売されたものとして記録する方式である。副産物として生産されたものを、それを主産物として活動する部門に、いわば「乗り換えて」産出させることから、トランスファー方式と言われている。

この場合、石油化学部門で発生したLPGは、石油化学部門にもLPG部門にも国内生産額として計上される。

この方式によると、合成樹脂部門に投入される石油化学部門が、その投入構造にLPGの投入を有しないことから、合成樹脂原料に対する需要が発生しても、LPGに対する誘発は発生しない。一方で、LPG部門の投入構造には、石油化学からの投入が存在するため、LPGに対する需要の発生は、石油化学部門の生産を誘発するという結果が導かれる。

(注4-1-18) 我が国の取引基本表では、「民間放送」、「新聞」及び「出版」等の各部門における「広告」について、屑・副産物ではないが、トランスファー方式と同様の表章をしている。これは、①金額が相当程度大きいものであること、②民間放送、新聞、出版等という媒体の中に含まれる「広告」であっても、各列部門としては、民間放送、新聞、出版等に費用を支払っているというよりも、あくまで「広告」に費用を支払っているものとして扱うことが取引感覚に沿っていることによる。

③ マイナス投入方式（ストーン方式）

この方式は、副産物が発生した列部門にマイナス計上する一方、当該副産物を投入した列部門に同額をプラス計上し、差し引き0とする方式であり、この方式を考案したリチャード・ストーン（1913-1991）の名にちなんで「ストーン方式」とも言われている。我が国では、原則として、この方式によって屑・副産物を処理している。

図4-1-11 屑・副産物の表章形式

① 一括方式

| | ... | 石油化学 | 合成樹脂 | LPG | ... | 家計消費 | ... | 国内生産額 |
|-------|-----|------|------|-----|-----|------|-----|-------|
| 石油化学 | | 100 | | | | 10 | | 110 |
| LPG | | | | | | | | |
| 国内生産額 | | 110 | | | | | | |

② トランスファー方式

| | ... | 石油化学 | 合成樹脂 | LPG | ... | 家計消費 | ... | 国内生産額 |
|-------|-----|------|------|------|-----|------|-----|-------|
| 石油化学 | | 100 | | 10 | | | | 110 |
| LPG | | | | | | 10 | | (10) |
| 国内生産額 | | 110 | | (10) | | | | |

③ マイナス投入方式

| | ... | 石油化学 | 合成樹脂 | LPG | ... | 家計消費 | ... | 国内生産額 |
|-------|-----|------|------|-----|-----|------|-----|-------|
| 石油化学 | | 100 | | | | 10 | | 100 |
| LPG | | -10 | | | | 10 | | (0) |
| 国内生産額 | | 100 | | (0) | | | | |

④ 分離方式

| | ... | 石油化学 | 合成樹脂 | LPG | ... | 家計消費 | ... | 国内生産額 |
|-------|-----|------|------|------|-----|------|-----|-------|
| 石油化学 | | 100 | | | | | | 100 |
| LPG | | | | | | 10 | | (10) |
| 国内生産額 | | 100 | | (10) | | | | |

具体的には、石油化学部門の生産としては、主産物である合成樹脂原料の100のみを計上する。一方で、石油化学部門で副産物として発生したLPG（10単位）を、〔行〕LPG部門から〔列〕石油化学部門にマイナス投入（つまり石油化学部門からLPG部門へ販売）したものと計上する。さらに、LPGを実際に投入した〔列〕家計消費部門と、〔行〕LPG部門の交点に（10単位）を計上する。これにより、〔行〕LPG部門の中では、副産物の発生と投入が相殺され、結局、副産物であるLPGの生産はゼロになる。

この表形式によると、副産物の金額は、行・列いずれの国内生産額にも計上されないが、「屑・副産物」別に、発生源と投入先を捉えることが可能となる。また、分析上の観点から見ると、①合成樹脂原料に対する需要は、石油化学部門の需要を誘発することでLPGの供給を増加させ、結果としてLPG部門の生産を抑制することとなる。②一方で、副産物としてのLPGの生産額がLPG部門の国内生産額に含まれていないことから、LPG部門に対する需要について、主産物としてのLPGに対する需要のみを波及計算の対象として純化でき、石油化学部門の生産に対しては直接の影響を及ぼさない。

ただ、この方式によれば、副産物としてのLPGが、主産物としてのLPGよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、合成樹脂原料に対する需要が大きい（副産物としてのLPGの発生が多くなる。）一方で、LPGに対する需要が小さい場合には、LPG部門の生産をマイナスにしなければ需要のバランスがとれないという不都合が生じる。

なお、平成12年表以降は、この方式で処理するものに関連して、「再生資源回収・加工処理」の部門を設けている（後記イを参照）。

④ 分離方式

この方式は、主産物と副産物を分離し、それぞれ該当する部門に計上する方式である。具体的には、石油化学部門の生産活動を、主たる生産物である合成樹脂原料の生産活動と副産物のLPGの生産活動に分割して、それぞれに計上するという方式である。

合成樹脂原料とLPGとは、本来、分割することのできない生産活動であり、形式的にこれを分割したとしても、両者の産出構成は一定の比率を保つはずである。しかし、この方式の場合、合成樹脂原料とLPGに対する需要の比率が異なることによって、見かけ上、産出構成が変化してしまうことになる。

そのため、我が国の取引基本表では、この方式は用いていない。ただ、同一製造工程でも分割が可能なアクティビティについては当然、別部門として設定している。

イ 「再生資源回収・加工処理」の扱い

前記ア記載のとおり、我が国の取引基本表では、屑・副産物について、基本的にマイナス投入方式を採用しているが、リサイクル活動の重要性が高まることを想定し、平成12年表から、この方式により処理している屑・副産物の表章に関連して、「再生資源回収・加工処理」を部門として設けている。

本部門では、屑・副産物のうち有価財を対象としているが、リサイクルに関する統計は未整備なものが多いため、付加価値等の計上を行う範囲については、統計上把握可能な活動のみに限定されているのが現状である。

そこで、次の事例をモデルケースにして、本部門の具体的な表章方法とその変遷について説明する（図4-1-12を参照）。

〔事例〕

石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPGを10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、LPGを家計消費部門にそれぞれ販売している場合であって、LPGの回収・加工等の経費として、8単位必要とされる場合

(ア) 平成12年表

平成12年表では、石油化学部門から副産物として発生したLPGを、〔行〕LPG部門との交点にマイナス計上し（-10単位）、その発生分を新たに設けた〔列〕「再生資源回収・加工処理」に一括して投入（10単位）した上で、〔行〕「再生資源回収・加工処理」から、回収・加工処理経費を付加した額（18単位）を、需要部門である家計消費部門に産出する方法を採用した。

これにより、平成7年表までは、個々の屑・副産物が該当する既存の部門に直接計上していた屑・副産物の輸出入を、「再生資源回収・加工処理」に一括計上することができ、輸入係数の安定化が図られた。

しかし、一方で、この方法では、あらゆる屑・副産物が一括して、〔列〕「再生資源回収・加工処理」に投入され、〔行〕「再生資源回収・加工処理」から需要部門に産出されることになるため、取引基本表の原則である「一つの部門に一つの生産物を対応させる」ことができなくなるといった大きな問題が生じた。要するに、〔行〕「再生資源回収・加工処理」の個々の産出額に、どのような屑・副産物が含まれるのかが分からない状態となった（図4-1-12は、副産物がLPGの1種類であり、また、産出先も家計消費部門

図4-1-12 再生資源回収・加工処理に関する層・副産物の表章形式

① 平成12年表で採用した表章形式

| | … 石油化学 | 合成樹脂 | LPG | 再生資源 | … | … 家計消費 | … | 国内生産額 |
|---------|--------|------|-----|------|---|--------|---|-------|
| 石油化学 | | 100 | | | | | | 100 |
| LPG | -10 | | | 10 | | | | (0) |
| 再生資源 | | | | | | 18 | | (18) |
| 回収・加工経費 | | | | 5 | | | | |
| 雇用者所得 | | | | 3 | | | | |
| 国内生産額 | 100 | | | | | | | (18) |

② 平成17年表以降で採用している表章形式

| | … 石油化学 | 合成樹脂 | LPG | 再生資源 | … | … 家計消費 | … | 国内生産額 |
|---------|--------|------|-----|------|---|--------|---|-------|
| 石油化学 | | 100 | | | | | | 100 |
| LPG | -10 | | | | | 10 | | (0) |
| 再生資源 | | | | | | 8 | | (8) |
| 回収・加工経費 | | | | 5 | | | | |
| 雇用者所得 | | | | 3 | | | | |
| 国内生産額 | 100 | | | | | | | (8) |

のみという単純なモデルであるが、実際には、様々な層・副産物が、内生部門・外生部門を問わず、様々な部門に産出される。)

そのため、別途、付帯表として作成する「層・副産物発生及び投入表」(第2部7(3)を参照)を経由しないと、層・副産物ごとの投入を捉えることができないほか、回収と加工は、本来別々のアクティビティであるにもかかわらず、資料の制約上分離できないなどの問題があった。

また、分析面からも、以下のような問題点があった。

- ① 副産物の発生がマイナスで表示されるため、波及効果分析の観点から、逆行列にマイナスが多くなり、係数としての意味がなくなる。
- ② 様々な層・副産物が、「再生資源回収・加工処理」に一括して扱われることにより、投入係数の安定性や、波及効果分析の観点から問題がある。
- ③ 発生した層・副産物が、「再生資源回収・加工処理」を経由して産出されるため、波及結果も、全ての層・副産物が影響を受けることになり、回収・加工処理後の財が特定できない。

(イ) 平成17年表以降

平成12年表におけるこのような問題点を踏まえ、平成17年表では、「再生資源回収・加工処理」は、その活動に係る経費のみを計上することとし、経費は、屑・副産物に附随して産出されることとした。平成23年表においても同様の扱いである。

具体的には、前記ア③記載の場合と同様、石油化学部門の生産としては、主産物である合成樹脂原料（100単位）のみを計上する一方で、石油化学部門から副産物として発生したLPG（10単位）を、〔行〕LPG部門から〔列〕石油化学部門にマイナス投入（つまり石油化学部門からLPG部門へ販売）したものと計上する。さらに、LPGを実際に投入した〔列〕家計消費部門と〔行〕LPG部門の交点に（10単位）を計上する。これにより、〔行〕LPG部門の中では、副産物の発生と投入が相殺され、結局、副産物であるLPGの生産額はゼロになる。それとは別に、「再生資源回収・加工処理」には、LPGの回収経費等を計上し、LPGの需要先である家計消費部門へ産出する。

つまり、前記ア③記載のマイナス投入方式によりつつ、この方式に、回収・加工経費を別の部門として追加した形になっている。

(4) 帰属計算を行う部門

「帰属計算」とは、実際の生産活動や取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、あたかも生産活動や取引が行われたかのように擬制して記録することをいう。取引基本表における帰属計算では、その効用を発生させている部門の国内生産額として計上し、産出先は、その効用を受けている部門として処理する。

これは、現実に観察される現象に隠れている経済活動を把握しようとするものであり、これにより、社会状況や制度の変化・相違に関わらず、時系列比較や国際比較が可能となる。

平成23年表では、次の①から③に掲げる事項について帰属計算を行う。^(注4-1-19)

- ① 生命保険及び損害保険
- ② 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当
- ③ 持家等に係る住宅賃貸料

(注4-1-19) 金融部門における推計方法

平成17年表まで、金融部門（預貯金の管理、受付及び融資業務）についても、帰属計算（「帰属利子」方式）を行ってきたが、平成23年表において、FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）を導入する（第1部第3章別表2①を参照）。

帰属計算については、(4)の冒頭に記載しているとおり、広義では、実際に取引は行われていないものの、それがあたかも行われたかのように擬制して記録することを意味するものである。その意味では、今回導入するFISIMについても、帰属計算の一種と言える。しかし、金融部門（預貯金の管理、受付及び融資業務）については、長年にわたり68SNAに基づく「帰属利子」（産出を内生部門のみに限定する。）方式で推計を行ってきたことから、「帰属利子」方式による推計が金融部門における「帰属計算」であるとの考え方が定着している。

そのため、今回の推計方法の変更を明確にする観点から、帰属計算を行う部門としては掲げていない。

以下に、平成17年表までの扱い及び平成23年表での扱いについて概説する。

1 平成17年表までの扱い

(1) 金融部門の活動は主に、

- ① 手数料収入
- ② 貸付利子と支払利子の差である利ぎや

を得ることによって成り立っているといえる。このうち、①の手数料収入については、純粋にサービスの提供に対する対価といえるが、②の利ぎやについては、財産所得としての利子の受払いという点からは、所得の移転が生じたに過ぎず、必ず

しも新たな付加価値の形成とはいえない。しかし、金融部門の営業活動を考える際に、利ざやによる収益は極めて重要である。このため、従前から、利ざやに関しても、金融部門によって生み出されたサービスの対価であるとみなして、国内生産額に含めてきた。つまり、金融部門が、資金の貸手と借手との取引をつなぐための仲介サービスをしていると考えるわけである。そのため、金融部門に係るこのような活動を「金融仲介サービス」と呼ぶ。

そして、平成17年表までは、次の計算式により、国内生産額を計算した上で、産出は、中間需要部門である各産業部門に貸出残高に応じて配分していた。

$$\text{帰属利子} = (\text{貸付金に対する受取利子}) - (\text{預貯金に対する支払利子})$$

これは、金融仲介サービスを購入するのは、貸付けを受ける企業であるとみなし、金額のすべてを、産業の中間消費として処理する旨を提唱した68SNAに準拠していたためである。この方法によれば、外生部門の金額が金融仲介サービスによって影響を受けないため、金利の変動によって外生部門の金額が増減しない（国民経済計算の観点でいうと、GDPが金融仲介サービスに対して中立である）等のメリットがあった。

- (2) しかし、この考え方では、預金者の存在が全く考慮されていないのみならず、産業部門（産業連関表の内生部門）だけではなく、家計や政府も資金の借り手になっている経済の実態に沿っていないなどの問題があった。また、取引基本表の表章上の面からいうと、本来、家計や政府にも産出されるはずの金額も含めて内生部門で処理するため、それらに該当する金額を、基本的に〔行〕金融と〔列〕分類不明に計上せざるを得ず、その結果、取引基本表のバランス上、例えば、平成17年表にあっては、〔列〕分類不明と〔行〕営業余剰の交点にマイナス1兆円を超える金額が計上される状態になっていた。

2 平成23年表での扱い

- (1) 93SNAにおいては、「間接的に計測される金融仲介サービス」(FISIM)の導入が提唱された。

- (2) FISIMでは、具体的には、次のような処理が想定されている。

- ① FISIMの測定に当たっては、資金の借り手に対するサービスと貸し手に対するサービスの双方を考慮する。
- ② 運用利率（貸出利率）と調達利率（預金利率）との間に「参照利率」という率を仮定する。
- ③ 運用利率が参照利率を超える部分を、借り手が受けるサービスとし、参照利率が調達利率を超える部分を、貸し手が受けるサービスとして扱う。
- ④ 貸出残高及び預金残高に応じて、中間需要、最終消費に配分する。したがって、最終需要に配分された分だけ、GDPの額は従来よりも大きくなることになる。

- (3) そこで、我が国の取引基本表においては、前記1(2)の問題を解決する上からも、平成23年表から、帰属利子方式を取りやめ、FISIM方式を採用することとした（第2部5(2)イ(ホ)を参照）。これに伴い、基本分類の部門（行部門）の名称についても、「公的金融（帰属利子）」及び「民間金融（帰属利子）」から「公的金融（FISIM）」及び「民間金融（FISIM）」に変更する。

ア 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

$$(\text{受取保険料} + \text{資産運用益}) - (\text{支払保険金} + \text{準備金純増})$$

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。

産出先は、生命保険については、全額が「家計消費支出」への産出であり、損害保険については、「家計消費支出」のほか、内生部門に対しても産出する。

イ 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府の建設物（学校施設など）等についても、減価償却分を帰属計算している。これに対応するため、基本分類では、次の4部門を最終需要部門に設けている。

- ① 中央政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）
- ② 地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）
- ③ 中央政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）
- ④ 地方政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）

ウ 持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）

持家等は、一般的に家賃の支払が発生しない点において、実際に家賃の支払が伴う賃貸住宅と、経済取引上の外形は異なっている。しかし、持家等についても、居住者が住宅サービスを享受している点において、賃貸住宅と同様の効用が発生していると考えられる。そこで、SNAでは、持家等についても、賃貸住宅の市場価格に沿った家賃を支払って住んでいるものとみなして金額（帰属家賃）を計上することとしている。^(注4-1-20)

我が国の取引基本表においても、従前から、この考え方に沿って、帰属家賃を計上しており、「住宅賃貸料（帰属家賃）」という部門を設けている^(注4-1-21)。この部門は、持家等に居住する者が、自らに対する住宅賃貸業を営んでいるものとしてとらえた部門であり、投入額としては、当該持家等に居住・維持するための経費が計上される。具体的には、中間投入として、建設補修や金融（住宅ローンに関する利払い）が主なものであるが、ほとんどの金額は、粗付加価値部門に計上される。また、産出額については、居住者自身へのサービスの提供であることから、ほぼ全額を「家計消費支出」に産出している（介護保険を利用した住宅改修費の介護保険給付分についてのみ、「中央政府個別消費支出」に産出している。）（図4-1-13を参照）。

(注4-1-20) 居住者により、実際に家賃の支払が行われている給与住宅や寮については、当該給与住宅や寮と同等の居住施設の市場価格と実際に支払われた家賃との差額分を帰属家賃として計上する。

(注4-1-21) 「住宅賃貸料（帰属家賃）」が、「住宅賃貸料」から独立したのは、平成12年表からであるが、該当する金額については、それ以前にも「住宅賃貸料」に計上されていた。

図4-1-13 帰属家賃の表章形式

| | | | |
|-------------------|---|------------|-----------|
| | [家賃相当額を市場価格で評価] ・ 200万円／年 [例] [住宅の維持経費] ・ 修繕費 10万円／年 ・ 住宅ローンの利払い 10万円／年 | | |
| | 住宅賃貸料 (帰属家賃) | 家計消費 支出 | 国内 生産額 |
| 修繕費等 (建設補修) | — — — 10 — — — | | |
| 住宅ローンの利払い (金融) | — — — 10 — — — | | |
| 住宅賃貸料 (帰属家賃) | — — — — — — — | — 200 — | 200 |
| 付加価値 | — — — 180 — — — | | |
| 国内生産額 | — — — 200 — — — | | |

(5) 仮設部門

取引基本表の内生部門の各部門は、アクティビティ（又は商品）に基づき設定されているが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられているものであり、「仮設部門」と呼ばれる。部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等においては、基本分類の分類コードの末尾に「P」という識別符号を付すことで、他の基本分類と区別している（第1部第2章7(4)の注1-2-4を参照）。

平成23年表においては、以下の仮設部門を設定する。このほか、分類不明は、他の各部門に分類できないものであり、ある意味で仮設部門の性格を持つ。

なお、仮設部門には、粗付加価値額は計上しない。

ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、ノート等の事務用品は、企業会計上、「消耗品」として一括処理されることが多い。そこで、取引基本表上は、これら事務用品を生産する各行部門から、仮設部門として設けた〔列〕「事務用品」へ産出し、その上で、該当する金額を、〔行〕「事務用品」から実際に事務用品を購入した各列部門へ一括して産出することで、企業会計上の一括処理に近い表章になるようにした。

事務用品を設けない場合と設けた場合の表章形式の相違は、**図4-1-14**のとおりである。事務用品を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなる。したがって、表全体の国内生産額は、事務用品の分だけ大きくなるので、注意を要するが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから、粗付加価値額には変化はない。

図4-1-14 事務用品の表章方式

① 事務用品部門を設けない場合

| | A部門 | | | | 国内 生産額 |
|-------|-----|-------|---|---|-----------|
| 原料1 | — | — 30 | — | — | |
| 原料2 | — | — 20 | — | — | |
| 鉛筆 | — | — 5 | — | — | (5) |
| ノート | — | — 5 | — | — | (5) |
| | | ↓ | | | |
| 付加価値 | — | — 40 | — | — | |
| 国内生産額 | — | — 100 | — | — | |

② 事務用品部門を設けた場合

| | A部門 | | 事務用品 | | | 国内 生産額 |
|-------|-----|-------|------|------|---|-----------|
| 原料1 | — | — 30 | — | — | — | |
| 原料2 | — | — 20 | — | — | — | |
| 鉛筆 | — | — | — | 5 | — | (5) |
| ノート | — | — | — | 5 | — | (5) |
| 事務用品 | — | 10 | — | — | — | (10) |
| | | ↓ | | | | |
| 付加価値 | — | — 40 | — | — 0 | — | |
| 国内生産額 | — | — 100 | — | — 10 | — | |

イ 自家活動部門

(ア) 自家活動部門の意味

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がある。例えば、輸送活動、梱包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

取引基本表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密に言えば、それぞれ運輸や教育、研究、広告、情報処理の各部門に格付けられるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における本来の生産活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。

昭和60年表までは、本来の部門との対比及び生産波及分析等を可能にするため、一部の自家活動を「仮設部門」として独立させてきたが、平成2年表作成時において、その表章の有無が検討され、自家輸送部門を除いて廃止された。

これまでの自家部門の設定状況は、以下のとおりである。

| 部 門 | 設 定 年 |
|--------------|-----------------------------------|
| 自家輸送 (旅客自動車) | 昭和50年、55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、23年 |
| 自家輸送 (貨物自動車) | 昭和50年、55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、23年 |
| 自家教育 | 昭和50年、55年、60年 |
| 自家研究 | 昭和50年、55年、60年 |
| 自家梱包 | 昭和50年、55年 |
| 自家倉庫 | 昭和50年 |

図4-1-15 自家輸送部門の表章形式

① 自家輸送部門を設けない場合

| A部門 | | 国内生産額 |
|-------|---------------------------|-------|
| 原料1 | 25 | (15) |
| 原料2 | 20 | |
| 石油 | 15 〔うち原材料 5 輸送用 10〕 | |
| 付加価値 | 40 | |
| 国内生産額 | 100 | |

② 自家輸送部門を設けた場合

| A部門 | 自家輸送 | 国内生産額 |
|-------|------|-------|
| 原料1 | 25 | (15) |
| 原料2 | 20 | |
| 石油 | 5 | |
| 自家輸送 | 10 | (10) |
| 付加価値 | 40 | 0 |
| 国内生産額 | 100 | (10) |

A部門が自家輸送として石油を10単位使用している場合について、②のように自家輸送を仮設部門として独立させると、自家輸送部門の10単位が新たに国内生産額に計上される。

(イ) 表章形式

自家活動に必要な商品を仮設部門である自家活動部門に産出した上で、各需要部門（生産活動の過程で自家活動を行っている部門）は、自家活動部門から商品を購入するという形で表章する。

自家部門を設けない場合と設けた場合の表章形式の相違は、**図4-1-15**のとおりである。これらの自家部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなる。したがって、表全体の国内生産額は、自家部門の分だけ大きくなるので、注意を要するが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから、粗付加価値額には変化はない。

ウ 古紙、鉄屑及び非鉄金属屑

屑・副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理されるが、副産物については、それを主産物とする行部門が存在するので、当該行部門に「競合部門」を設定して計上することができる。しかし、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、何らかの部門を設けなければ、発生及び投入の計上ができない。そこで、行部門についてのみ、仮設部門として「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」を設けて処理する。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」）に格付けて処理する（前記5(4)ア(エ)を参照）。

(6) 使用者主義と所有者主義

ア 使用者主義と所有者主義の概念

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経費の扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの考え方がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上するという考え方である。この場合、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費及び減価償却費を控除したもの）を、使用者の部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。

一方、「所有者主義」は、その生産設備を所有する部門に経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸を行う部門を設ける。この場合、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸を行う部門の国内生産額となる一方、借り手である使用者の部門では、物品賃貸料（支払）に相当する金額を、物品賃貸を行う部門からの中間投入として計上する。

イ 我が国の取引基本表での扱い

使用者主義によれば、生産と生産のために使用される資本が一体として処理できるとともに、投入係数の安定性も増すという利点があるが、一方で、我が国の経済実態として、産業全体に占める物品賃貸業のウエイト増大により、物品賃貸を行う部門を個別に設定し、国内生産額及び粗付加価値を計上する必要もあった。

そのため、我が国の取引基本表においては、昭和60年表までは、「使用者主義」を原則としつつ、日本標準産業分類（当時）の「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具

(除電算機等) 賃貸業」及び「貸自動車業」の3部門と「不動産賃貸業」については、「所有者主義」により推計し、その他の「各種物品賃貸業」及び「産業用機械器具賃貸業」に該当する範囲は、「使用者主義」により推計してきた。

しかし、平成2年表からは、前述のとおり、物品賃貸業のウェイトの高まりに伴い、これを独立部門としてとらえる必要がある一方で、「使用者主義」による推計は、基礎統計の現状からみて非常に困難であるとの判断などから、物品賃貸業を全面的に「所有者主義」で扱うこととした。(注4-1-22)

なお、使用者主義と所有者主義による表章形式の相違は、図4-1-16のとおりである。

(注4-1-22) 物品賃貸には、「オペレーティング・リース」と「ファイナンス・リース」の2つの形態がある。

オペレーティング・リースは、一般的にイメージされる賃貸であり、機械又は設備の耐用年数よりも短い期間について賃貸するものである。これは、所有者(貸し手)が使用者(借り手)に対して、物品賃貸というサービスを提供する(その一環として、機械又は設備の維持・修理の責任を負うことが多い。)という生産活動の一形態であり、国内生産額は、使用者が所有者に支払う賃借料で評価される。

これに対して、ファイナンス・リースは、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引」(リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号)第5項)とされている。

日本では、平成20年のリース取引に関する会計基準の変更に伴い、ファイナンス・リースの会計処理が、原則、賃貸借から売買に変更され、同じ物品賃貸業の中でも、会計上の取扱いが分かれることとなった。しかし、当該会計上の取扱いが、基礎統計上どのように現れるのかについて、現時点で詳細に把握・検討することが困難なことから、我が国の取引基本表では、ファイナンス・リースについても、引き続き、物品賃貸業の活動として扱い、物品賃貸業全体として、「所有者主義」で計上する。

図4-1-16 使用者主義と所有者主義の表章形式

例：A部門が物品賃貸業からリース料100単位で産業機械のリースを受けている場合

① 使用者主義(あたかもA部門が自己所有の機械を使用しているように記述)

※ A部門の本来的な活動コストのほか、リース会社のコストが上乘せされる。

| | A部門 | | | |
|--------|-----|-------|---|---|
| 機械修理 | — | (15) | — | — |
| 営業余剰 | — | (65) | — | — |
| 資本減耗引当 | — | (20) | — | — |
| 国内生産額 | — | (100) | — | — |

② 所有者主義(機械の所有者を物品賃貸業として記述)

※ 通常のサービスの購入と同じ表章形式になる。

| | A部門 | 物品賃貸業 | | |
|--------|-----|-------|----|-----|
| 機械修理 | — | — | 15 | — |
| 物品賃貸業 | — | 100 | — | — |
| 雇用者所得 | — | + | — | 50 |
| 営業余剰 | — | + | — | 15 |
| 資本減耗引当 | — | + | — | 20 |
| 国内生産額 | — | + | — | 100 |

(7) 非営利活動（政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動）

ア 政府及び独立行政法人等が行う活動は、第1部第3章別表5のとおり、「生産活動主体分類」によって、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業に大別されるが、①及び②については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっている。そのため、特殊な扱いを行っている。

詳細は、第1部第3章別表5の「4 計数の取扱い等」を参照。

イ 私立学校などが該当する「学校教育（私立）」や、学術団体などが該当する「対家計民間非営利団体」など、基本分類に★の符号が付されている部門も、生産活動主体分類上、対家計民間非営利サービス生産者として扱われる部門であり、これらの部門についても、次のとおり、特殊な扱いを行っている（図4-1-17を参照）。

- ① 国内生産額は、経費総額をもって計測し、営業余剰は計上しない。
- ② 産出先は、当該部門のサービス活動に対して支払われた料金相当額を、その負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を当該部門の「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

図4-1-17 対家計民間非営利サービス生産者の活動の表章形式

例：私立大学が100の経費を支出している場合で、それに対応する収入のうち、授業料収入が60となっている場合。

| | 私立大学 | 家計消費支出 | 対家計民間非営利団体消費支出 | 国内生産額 |
|-------|------|--------|----------------|-------|
| 物品1 | 10 | | | |
| 物品2 | 10 | | | |
| 私立大学 | | 60 | 40 | 100 |
| 雇用者所得 | 80 | | | |
| 営業余剰 | 0 | | | |
| 国内生産額 | 100 | | | |

(8) 分類不明

「分類不明」は、一般的に、いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、取引基本表では、このような意味合いのほか、行部門及び列部門の推計上の残差に係る調整項目としての役割も持たせている。

各部門における「分類不明」の調整及び「分類不明」を用いた二面等価の調整については、第2部5(9)アを参照。

〔参考〕

産業連関表（取引基本表）と国民経済計算との相違

我が国の取引基本表は、従前から、SNAにおいて示された概念を順次取り入れてきている。一方、SNAの一つである「国民経済計算」（内閣府作成の基幹統計）においても、SNAの概念を踏まえた作成がなされており、平成23年には、平成17年基準改定が行われているところである。ただ、取引基本表と国民経済計算と比較すると、次に掲げる取扱い上の相違がある。

1 屑・副産物

取引基本表では、原則として屑・副産物をマイナス投入方式で処理するため、発生と投入が相殺され、商品別の国内生産額に影響が生じない（付録第1章10(3)ア③を参照）。一方、国民経済計算では、生産過程で生じた屑・副産物を当該商品の国内生産額に含めている。このため、国民経済計算の商品別の国内生産額は、取引基本表の屑・副産物分（産業発生分）だけ大きくなっている。

また、取引基本表では、「再生資源回収・加工処理」を部門として設け、回収・加工にかかる経費を計上しているが（付録第1章10(3)イを参照）、国民経済計算では、「再生資源回収・加工処理」を部門として設けていない。

2 事務用品、自家輸送、企業内研究開発

取引基本表では、作表・分析上の観点から、「事務用品」「自家輸送（旅客自動車）」「自家輸送（貨物自動車）」などを仮設部門として設けている（付録第1章10(5)ア及びイを参照）。また、「企業内研究開発」を、独立した一つの部門として設けている（仮設部門ではない）。一方、国民経済計算では、事務用品、自家輸送及び企業内研究開発が部門として設けられておらず、該当する金額は、他の各投入部門に割り振られている。

3 家計外消費支出

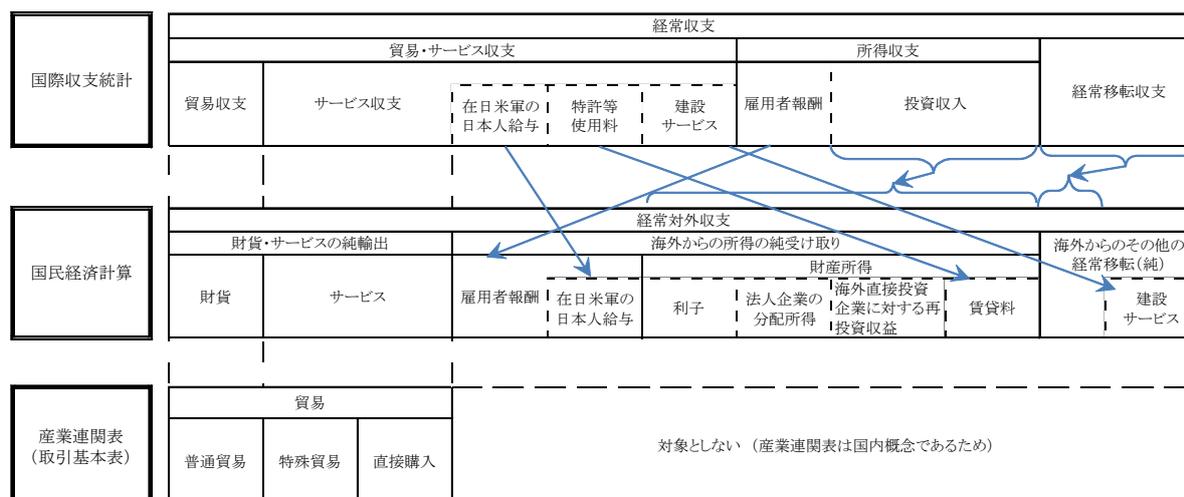
取引基本表では、「家計外消費支出」を外生部門である最終需要及び粗付加価値にそれぞれ計上しているのに対し、国民経済計算は、家計外消費支出を各産業の生産活動に直接必要とされる経費として内生部門で取り扱っている（付録第1章5(5)イを参照）。このため、取引基本表は、国民経済計算と比べて最終需要及び粗付加価値の値が大きくなっている。

4 対外取引

(1) 要素所得

取引基本表と国民経済計算における対外取引の範囲は、**図4-1-18**に示すとおりである。国民経済計算は、海外からの要素所得（雇用人報酬等）の受取と海外への要素所得の支払が含まれているが、取引基本表は「国内概念」であるため、これらを含まない。

図4-1-18 国際収支統計、国民経済計算及び産業連関表の対外取引の対象範囲



(注) 産業連関表の特殊貿易及び直接購入には、一部、財が含まれる。

(2) 関税及び輸入品商品税

取引基本表では、関税及び輸入品商品税を輸入部門に計上しており、各商品の輸入額にこれらを付加した額が各需要先部門に産出される。一方、国民経済計算では、これらを「生産・輸入品に課される税(間接税)」として取り扱い、付加価値部門に計上されている。その際、間接税は、税を直接支払った経済活動別に計上することが原則とされているが、その配分が困難なため、「輸入品に課される税・関税」として、付加価値部門に一括計上されている。

(3) 輸出入品価格

取引基本表では、輸出品の価格はFOB価格で評価し、輸入品の価格はCIF価格で評価しているが(付録第1章9を参照)、国民経済計算では、輸出品、輸入品ともにFOB価格で評価されている。

5 消費税(投資控除)

消費税納税額については、取引基本表及び国民経済計算ともに、間接税(生産・輸入品に課される税)に含まれている。

ただし、取引基本表においては、内生部門・外生部門とも消費税込みの価格で表示しているが(付録第1章6(3)イ(ア)を参照)、国民経済計算では、我が国の消費税制度が前段階課税分の控除を認めていることを踏まえ、投資に係る消費税額についてのみ投資額から一括控除している(修正グロス方式という。産業間の取引、家計や政府等の消費については、税込みのままである)。

6 政府手数料等

取引基本表では、68SNAに沿って、従前から、政府手数料(罰金及び強制的手数料)のうち産業支払分を間接税として取り扱っている(家計支払い分は経常移転のため対象外)。一方、国民経済計算では、93SNAに沿って、平成12年度から、政府手数料等の全額について、「財貨・サービスの購入(取引基本表でいうところの内生部門)」として取り扱っている。

7 政府及び独立行政法人等の扱い

政府及び独立行政法人等の格付け（政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者及び産業の区分）については、取引基本表、国民経済計算とも 93SNAの基準に沿って見直しをしたことから、両者の格付けは基本的に整合している。ただ、ごく一部の機関（法人を含む。）については、取引基本表上、当該機関に係る計数を適切に表章できないなどの理由から、国民経済計算における格付けと異なる扱いをしている（各機関等の格付けについては、第1部第3章別表5を参照）。

8 部門名称の相違

取引基本表の最終需要部門と粗付加価値部門の各項目は、付録第1章の表4-1-2のとおり、国民経済計算の各項目にほぼ対応しているが、一部において名称の相違がある。